

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(令和 2 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 2 年 9 月 1 0 日
午前 9 時 3 0 分開議
於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16名)

1 番	堀 江 眞智子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	6 番	片 畑 進 之
7 番	谷 畑 進	8 番	小 林 英 世
9 番	林 宣 男	10 番	殿 井 堯
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	岡 省 吾
13 番	森 谷 信 哉	14 番	新 家 弘
15 番	湊 正 剛	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

7 番	谷 畑 進	10 番	殿 井 堯
-----	-------	------	-------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	一ツ田 友 也	消 防 長	中 裕 準
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	新 田 耕 作	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

事 務 局 長	竹 中 幸 生	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

令和2年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①認可地縁団体へのサポート体制充実を ②国補助金等の交付時期と町からの支払いについて ③令和3年度以降、大型事業の再開見込みについて
2	佐々木裕哲	①コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の使途について ②手話奉仕員養成研修事業について
3	椿原竜二	①コロナ対策について
4	星田仁志	①携帯電話の不感地域について ②鉄道公園の防犯灯について ③きび森の保育所の現状について
5	岡 省吾	①災害により山林の放置されたままの風倒木の処理について ②コロナ禍における成人式の在り方と「成年年齢」引下げに関連して
6	中島詳裕	①本町における鳥獣害対策について ②介護保険事業の現状と今後の取組について
7	林 宣男	①河川の現状と整備計画について ②各地区老人会への町補助金について
8	片畑進之	①長期化する新型コロナウイルス感染対策の現在の状況、今後の感染対策の計画案
9	小林英世	①ゴミ問題 ②きのくに教育審議会答申について
10	増谷 憲	①新型コロナウイルス対策について ②有田保健医療構想と有田圏域での医療の充実について ③防災対策について ④風力発電事業について
11	堀江眞智子	①新型コロナウイルス感染症予防対策について ②「学校再開に伴う感染症対策・学習補償等に係る支援経費」に関する対応について ③大学生への支援について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、11名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可いたします。

……………通告順1番 10番（殿井 堯）……………

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君の一般質問を許可します。

殿井 堯君の質問は、一問一答形式です。

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま、議長の御指名をいただきました。10番議員、一般質問に入らせていただく前に、大変トンネルの出口の見えないコロナ、また異常気象による台風、ここらのいろいろな課題を秘めて、有田川町議会としても、一生懸命頑張っております。

また、執行部の町長以下、副町長以下、皆さん方もコロナ対策にとっては、非常に気を使い、現状、教育委員会からはじめ、皆さん、福祉関係の皆様方には、多大なる御尽力をいただいていることに心から感謝申し上げる次第でございます。

一般質問の指名を受けましたので、一般質問に移らせていただきます。

まず、第1問の一般質問の内容は、皆さんの通告に載っているように、地縁団体、国の許可を得た地縁団体、また町の許可を得た地縁団体についての質問に入ります。

今、有田川町には106区、区がございます。その地縁団体の許可を取っているのは46区。この地縁団体は何かって言いますと、昔、明治時代、大正時代に、個人名義にした土地があります。それはもともと区のもんです。徳田区には、皆さん御存じのとおり、我々、小さい時分から花火大会やの祭りやのっていうて、よう参加させていただきました祇園神社、この土地は個人名義、2人の個人名義になっております。もともと土地の所有者は区のもんです。それをある事情がありまして、その当時は池、山、神社、このようなところに個人名義にした土地があります。平成15年に我が有田川町の徳田地区、地縁団体を立ち上げました。この祇園神社の名義を何とかもとの区へ戻せやんかっていうことで、お骨折りいただきました。結果は、相関図と言いまして、どうも何十年っていう期間を経て、何代にもわたっている土地なんで、なかなか相関図を目にして、1件、1件に了承を求めることはなかなか難しい。ある程度まで平成15年に御尽力いただきました区長、副区長並びに関係者の人に聞いてみますと、とても殿井さん、追い切れやん。結局、今2名のあるうちで、下徳田の名義になって

おられる家族が四十何名、また上徳田の家族になっておられる権利ある人ですね、それが約20名、これを追うとなったら、全国各地、仮に北海道から沖縄まで了承を取りに回らなければならないっていうことで、ええとこまで行ってるんですけど、役場関係とのコミュニケーションもうまく行ってなく、役場もその体制ができてなく、そういう方向に対しては、なかなか協力をしていただけなかったと。そういうことで、後退の念を持ったわけなんですけども、今回、平成27年4月1日に、地縁団体特例法、そういうときにはどういう方向で名義を変更できるのかということ、今の現在、下徳田の区長、副区長、上徳田の区長、副区長関係者、また役場に対して、建設課の協力、また総務課の協力を得て、何とかこれの打破できる方法はないかということ、町の顧問弁護士である月山さんのほうへ相談いたしました。結果、今、冒頭に申したように、平成27年に地縁団体特例法があるっていうことで、それへ今の現在、上、下の区長さん、役員さんが乗かって、何とかこれの名義変更をできないもんかっていうことで、この現在に至ってるわけなんです。これについても、大変な御尽力、上徳田区、下徳田区の皆さんには全く申し訳ない、頭の下がる思い、夜の8時、9時、会場へ寄り、また役場に対しても、総務課などと7時、8時まで打ち合わせして、何とかもとの位置へ戻せんかっていうことなんで、なぜもとの位置へ戻さんといかんかっていうことになりますと、周辺整備、今、徳田の祇園さん辺り道が、道路幅が狭い、周辺整備で何とか道路を広げたい。それについては、もとの地権者、今現在、何代かわたってる人の数の了承を取らなければいけない。それは大変な事業です。大変な御努力です。これを何とか打破できないかっていうことで、連日連夜、今の役員さんが役場と交渉した結果、何とか打破できる平成27年度の特例法、地縁団体持ってる有田川町の区には、46区あります。徳田は平成15年度に、この地縁団体を結成しております。

まず、各区よりか早い目の地縁団体の結成だと思います。これを利用して、今現在、役場のほうと交渉して、何とかならんか、町長、何とかならんかっていうことで、かなり詰めた意見を出し合いながら、ええとこまで来ております。

ただ、この地縁団体の認識を各区がどれだけ持ってるか。各また町村、うちの有田川町はどれだけの認識をしてるか。これもし地縁団体特例法を御存じであったのかどうか。

また、2点目に、そういう対策を区から来たときに、町がどういう対策をしていてくれてるんか。そこらのことをお聞きしたいと、今日、一般質問に及んでるわけです。それは、まず1問目。

2問目に入ります。

2問目の質問は、こないだ同僚議員の一般質問によって、公共事業、これの公共事業の国の補助金の支払い方法、これに対して、ちょっと疑問をもんでる点が僕自身もありましたんで、一般の方々も疑問に思ってる人があります。公共事業の支払いにつ

いて、これね、災害、当時の災害とか、道路決壊とか、かなりの多い幅で公共事業をやる。そのときに国の補助金を頂いてやる。国の補助金というのはね、年度末、3月しか補助をしてもらっていません。よっぽどのことでないと、途中で国の補助金が出されてるっていう感覚はないと思います。そこらの点もまた担当であるね、副町長なりに答弁していただきたいなどは思っておる次第でございます。

ただ、マスコミに載ったのは、国の補助金を先払いをした。そういう問題で、なぜ先払いをするのかっていう、同僚議員の質問だったと思います。

それに対して、執行部は、何らか答えは出てません。出てませんのに、そういうことで地元紙にリークされて、地元紙がなぜ先払いをしたのかということで、ちょっといささか住民からは、こんなもん、町が何で殿井さん、立て替えてまで払うん。そら違法と違うんかっていう声も僕のところへ二、三、入ってきております。

また、同僚議員のところへも、そういう問題は入ってきております。

まず、公共事業の発注となれば、国の補助金を有利に使いたいためにどのような補助金があって、どのように有利に使えるかということが大変大きな問題です。そのために国の補助金は、仮に3月までしかおりてこなんだ場合、5月工事発注の場合ありますね。5月発注の工事の場合は、5月にもう契約をいたします。契約をしたときに、前渡金、1億円の工事であれば、今のところ、40%の前渡金を業者に払わなければいけない。その40%の中に、国の補助金が50%あれば、国からもらってからの工事発注になりますが、それはできません。国は年度末しか、3月までしか、3月まで待たんと、国の補助金というはおりてこんわけです。だからそれは全国の市町村が前渡金渡すときに、国の20%、30%の補助金を市町村が、全国の市町村がそれ立て替えて支払わなければいけない。それは今までどおり、何十年って、こういう結果を生んできております。それが立て替えるのが違法っていうふうな感覚で、住民に伝わってることは、いささかいかかなもんか。そこらの細かい説明も当局に求めます。

それと、最終問題なんですけど、今、旧吉備町に、多大なる大きなプロジェクト、下水問題ですね、もう今、上徳田区に入っております。上徳田は最終の区であります。230億円という膨大な予算を組んで、今、上徳田へ最終へ移ってるわけなんです。その膨大な230億円のために、今、台風とか異常な雨、そのために雨水対策、それと今度行う大きな事業、結局、水道局の移転、これは1項目に挙げてますが、水道局の移転に対しても、どのような対策を取られているのか。

また、雨水問題でどのような今後、対策を取られているんか。こういう下水工事が終わった後、すぐに対策を取っていただかないと、大変なことになります。

同僚議員も一般質問に挙げているので、また細かいことは同僚議員のほうからも質問が飛ぶと思いますけども、ただ、それを先手を切ってやっていただかんと、これ我々は、有田川の付近に住民を生活してる人には、毎回、雨降るごとに、大丈夫やろか、きづかないやろかっていう心配を与えております。それで我々は県のほうへも、

町長、議長通じて、何とか河川を早くしろ、河川の土砂を早く取れと、今、幸いにして、国土強靱化、これについて、河川を掃除する、ずっと田殿の辺りから金屋橋の辺りまでずっと行く計画も立てております。それを早く実行していただきたい。そうしないと、雨の音を聞くごと、住民が不安に覚えて、大丈夫やろかっていう心配をして、毎回過ごしております。この点の細かいこれからの行事、これからの進み具合を当局に答えていただきたい。

そういうことで、第1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

まず、答弁に先立ちまして、先般、台風9号、10号、これ九州南部をかすめたんですけれども、甚大な被害が出ております。亡くなられた方には、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げたいな、一日も早く復興・復旧を願うところであります。

それでは、殿井議員の質問にお答えをします。

まず、1点目の認可地縁団体へのサポート体制充実をにつきましては、総務政策部長より答弁させます。

また、2点目の国庫補助金の交付時期と町からの支払いについては、副町長より答弁させます。

3点目の令和3年度以降、大型事業の見込みについて、御説明をさせていただきます。

浄水場及び水道庁舎の建設計画につきましては、平成28年度に水道課隣接の用地を取得し、同年に概算事業費の算出及び施設の配置計画のため、基本設計業務を実施したところであります。

なるべく早く事業実施したいと考えていましたけれども、本年度に公共下水道工事に伴う水道管移設工事が終了することから、令和3年度より本格的に事業実施することといたしました。

建設年次計画といたしましては、令和3年度から令和4年度に詳細設計業務、令和5年度から令和6年度に土木建築工事、令和7年度に機械電気設備工事、令和8年度に場内整備工事で事業完了という流れを予定しております。

浄水場更新事業及び重要管路整備事業等、積極的に行い、強靱でかつ安全・安心な水道事業運営を図りたいと考えております。

雨水事業計画については、平成19年度に事業認可を取得した内容で継続されています。その後、事業変更認可申請書を提出するため、基本計画と解析調査等の成果品

を作成しております。

これまで、雨水事業につきましては、汚水、雨水、両事業を進めていくには、多額の財源が必要となることから、汚水対策に重点を置き、事業を進め、汚水事業が完了した時点で、財政状況や接続率などを十分検討を重ねた上で、取組を進めていかなければならないと判断してきたところであります。

御指摘のとおり、令和3年度で公共下水道事業の面整備が完了いたします。

しかしながら、令和3年度より新たに汚水対策事業として、公共下水道と農業集落排水の統合に向けた管路の整備工事に取り組んでまいります。

また、それに伴う処理場の増設工事にも着手していかなければなりません。

当面は、公共下水道と農業集落排水の統合に重点を置き、事業を進めてまいりたいと思います。

ただ、今後の雨水等の排水計画につきましては、他事業の排水工事、河川改修などを含めた中で、取組を進めていかなければならないと考えているところであります。

その他、予定している大型事業につきましては、来年度以降、きびドームの大規模改修やしみず温泉改修を予定しております。

また、一部事務組合についての有田周辺広域事務組合では、クリーンセンター改築事業、環境センター改築事業の大型事業が実施されております。

特に、雨水につきましては、当初、公共下水と一緒にセットでやろうかっということで、かかったんですけれども、あまりにもこの計画、多額な費用が要するため、まず公共下水を先やってっというので、延ばしてきておりました。

ただ、まだまだこれからいろんな事業がめじろ押しになってますんで、まずはそれに向けて、全力を挙げたら、御承知のとおり、もう雨については、もういつ、どこで、どんな雨が降るか分からないのが今の状況であります。この雨水対策、これも非常に大事だと思ってまして、まず抜本的には、有田川、鳥尾川、天満川、このしゅんせつが第一条件になってきます。それで県とも相談しながら、この3つの河川のしゅんせつをしっかりしていただいて、雨水対策、その中で、もしあふれるとがあれば、局地的にでもですね、雨水事業も兼ねて、やっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時51分

再開 9時51分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

それでは、殿井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、町はこの制度を知っていたのか。区に周知をしたかという御質問についてであります。本件の認可地縁団体の登記の特例制度につきましては、地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により、制度化されたものであります。改正があった旨っていうのは、把握しており、認可地縁団体から御相談をいただいたときには、制度の内容や必要書類を通して、説明をさせていただいておりましたが、すべての区に対しての説明というのは、申し訳ありませんが、できていませんでした。

今回、徳田区と殿井議員から御相談をいただき、徳田区の役員の皆様には、役場まで御足労をいただいて、いろいろ協議をさせていただきました。

その中で、町の立場も御理解いただきながら、おかげさまで、認可地縁団体の皆様にも活用していただけるような方向性というのを見いだすことができました。

今後におきましては、区長会を通じて、この制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

2点目の相談があった場合、サポート体制はできているかという質問でございますが、本件は、地方自治法に規定される要件を満たした場合、総務省令が定めるところに認可地縁団体の皆様から町に対して公告を求める旨の申請を行うものであります。町は申請内容を審査して、相当と見立てた場合は、3か月以上の公告を来ない、登記鑑定者から異議がなかった場合には、登記鑑定者の承諾があったものとみなすという制度であります。土地の登記を変更する効力があることから、町としても、公平・公正な審査を行う必要があるということをお理解いただきたいと思います。

認可地縁団体から申請される場合、様々な資料等を申請に添付していただかねばなりません。相談があった場合には、制度の説明や必要書類の説明、書類の書き方のサポートを総務で行っておりますが、今後におきましても、十分に認可地縁団体の皆様に御理解、御納得をいただき、この制度を活用できるように努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

それでは、殿井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、御質問にございました、なぜ先払いをしたのかとか、違法と違うのかと資するということにございましたので、この助成金、立て替えをした形の行為につきましては、違法ではなく、国、県の指導に従った通常の手続によるものでございます。

まず、この町の補助金について申し上げますと、これは有田川町補助金等交付規則

や各事業の補助金交付要綱などに基づいて、交付を行います。補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付額の確定、必要な検査等を経て、事業が完了した後に、予算の範囲内で補助金も交付いたします。

しかし、この一方、国庫補助金など、財源のある補助金につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国の各省、各庁の交付規則などによって、町から各事業者への補助金の支払いが完了したという、その書類を添付した実績報告を提出することによって、補助金が交付されるものでございます。そのため、町からの歳出の補助金と国庫補助金などの歳入との時期がずれまして、結果的に立て替えた形になっておりますけれども、法律、補助金交付規則などに基づいて、適正に、この手続自身は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

答弁もれはございませんか。

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま答弁いただきまして、この地縁団体、1問目からここで1、2、3と細かく質問させていただきたいと思っております。

この地縁団体、平成15年に徳田、大徳田区、今、下、上、奥、この3団体が合体して地縁団体を結成しております。この当時、まだ区山もありまして、区山は一応、徳田区の持ち物に名義は変更されております。このときに同じくしてやろうとしたのが、祇園神社の、今現在上ってる名義変更の移転なんです。このときかなりしっかりした役員さんらがあって、これに、名義変更に臨んだわけなんですけども、この時分には地縁団体の特例法っていうのはございません。平成27年に特例法っていうのはできましたんでね。そのとき関連図を我がらで挙げて勉強して、どこに誰がある、次の代はどこにあるっていうことでたどったら、70件も80件もあると。これを区の役員さんらが個人でそれ追うて承認を取るっていうことは、大変な事業なんです。それがある程度まで行ったんですけど、これはとてもお金も続かんと。そういうことで、各方々へ散らばってる地権者の権利のある人に承諾書をもらうというのは、もう不可能ではないかという格好で、諦めらずを得やなんだわけです。それで一応その時期の区の役員さん、徳田の役員さんは断念したという経緯、結果がでございます。

それで、今日、また祇園神社の付近の周辺の整備、ここらの話を持ち上がってまいりました。どうしてもその土地に名義を変更して了承してもらわんと、道の拡幅はできない、拡大はできないっていうことで、また再び今の区長さん、副区長さん、並びに関係者の役員さん、これへもう一遍チャレンジしようやないかということで、一生懸命に取り組んでいただきました。

しかし、これは各今ら権利を持ってる人に全部承諾を取りに行つて、交通費使つて

何してっていうことは、ほんまに不可能であります。

そこで、町の顧問弁護士である月山さん、これの方向へ役員さんらが足を運んでいただいて、こういう事情やけど、何とかならんか、何とかなる方法はないかっていうことで浮かび上がったのは、平成27年の地縁団体特例法です。平成27年です。

総務政策部長にお伺いします。この平成27年にこういう法律を、特例法ができたっていうことを総務政策部長はいつ知りましたか。いつ頃これの認識を持たれたのか、御答弁願います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

私この4月1日にここへ、総務政策部長を拝命したんですけども、その後、お恥ずかしながら、徳田区の御相談をいただいた時点で、初めて知った次第です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

多分そういうことだと、総務政策部長になられて間近いで、その時期のことはなかなか把握できないとは思っております。

ただね、これ各106区の区、その中に地縁団体を持ってるのが46区、地縁団体持ってるっていうことは、こういう類いの名義があるっていうことですね。そういう御理解を僕はしてるんですけど、それは間違いないかどうか。

また、それに対してね、役場は徳田区がそういう問題を打ち上げて、顧問弁護士や町や町の建設課の御協力を得ながら、よし、これは何とかもう一遍行こうじゃないかっていうことで、これ、それを調べ上げて、弁護士さんそこへ行って、初めて今こういう特例を知ったっていう答弁でしたね。だからそういうことは、もし徳田区がこれ、ここまで行動を起こしてなかったら、そのままの状態であるっていうことなんです。だから各106の46区の地縁団体の持った区へ周知してほしいと。こういうことありますよと。今まで何回も各区から、こういうことで名義変更をしたいんやけど、何とかありませんかっていうて、相談は何件も来てるっていうことは聞いております。そのときに、町が何でそれを対処して、今現在、相談している、そのような状態まで相談できなかったか。これはもう無理ですよ、とてもこの地権者の全家族を追いませんよっていうことで断念した区がたくさんあると聞いております。この点は、今後どういうふうな方向で、この46団体のある地縁団体のとこへ周知するのか。その意向と、それで今まで何でこれは町に対して、こういうふうな来てるときに、何で本気になって取り組んでいただけなかったのか。ここらあたりの御質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしく願います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

それでは、答弁させていただきます。

まず、周知につきましては、46の地縁団体並びに地縁団体を組織してない各大字区に対しても、区長会の総会とかを通じて、周知させていただきたいと思います。今後については、そういう形で、制度の周知を図っていきたいと考えております。

あと、もう1点の御質問につきましては、御相談をいただいたときは、こういう制度とかの説明でありますとか、必要書類の説明については、さしていただいたんですけども、なかなかその踏み込んだところまで、なかなかできてなかったというのは、誠に申し訳ないと思っています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま御答弁、前向きの御答弁いただきました。ありがとうございます。

ただ、このね、徳田区が粘り強う、何とかせんなんっていうことで、一応これは建設課の誰々っていうことじゃなしに、建設課には大変、今回お世話になりました。何が何でもっていう、この意気込みが僕は建設課の若い子に通じたんやと思います。若い子は残業し、ありとあらゆる方法を決め、ある相関図、膨大な何を何とか徳田区へ持って行ってあげたい、徳田区の協力をしてあげたい。そういうことで、協力を得た上で、各徳田区の上、下の役員さん、区長さんなりが町のほうへお伺いして、1回目、総務と談義を重ねました。それではなかなかね、会得するもんがなかなか難しいということで、ちょっと尻込みされてたと思うんですけど、それではちょっといかなもんかというて、再度また役員さんが総務のほうへ行って、何とかならんか、弁護士さんがこういうふうな結果になって、こういうふうなせえと。それでここにあります地縁団体特例法、これへたどり着いたんです。これは平成27年、特例法。それでもやっぱり持ち主さんには、はがきとかなんとかで、こういうもともと根っこは区の持ちもんであると。

でも、やむを得ず個人の名義にして、そのままの状態になってるんで、これは区のほうへ戻していただきたいっていうのはがきを郵送させていただいて、それで3か月間、今、待って、それでその後、返事来まいと賛成してくれる人はよ、もし返事が来なんだ人には、もうこの特例法を取って、承知したっていう方向で進めていただきたいっていう説明もお受けさせていただいておりますが、今後そういうふうなことについて、どのように、この今現在、進んでいる時点から、もう1個前へ進んでいただきたいということで、その後の次の意見を部長にお伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

この制度、認可地縁団体の皆様に活用していただけるように、総務政策部総務課としても、取り組んでまいりたいと思います。

今回、徳田区の皆さんには、何回も役場のほうへ御足労いただいて、本当にいろいろお世話をかけました。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

大変前向きな意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回ね、この徳田区が一生懸命、一丸となって、これ進んでいきましてね、もしこれを成功して、打ち破ることができれば、打ち破れるとは、僕は確信を持っております。だからそういうことになればね、ほかの区でも、今まで問題になったこと時点がね、これから明るい兆しが見えてくるんじゃないかと思えますんで、今後とも、このこういう件がありまして、いたしましたら、相談に来ていただきまして、役場のほうも、やっぱり前向きに、これは悪いことじゃないんでね、もともと区のもんを元へ戻すっていうことなんで、その権利を今ずっと代々放っていたんで、放置したんで、このような状態になってるっていうことで、今後とも、また万全のね、処置と御意見をいただきまして、46区の地縁団体があるところへはね、これを機会にまた相談に来るかも分かりません。今まで来てして、来た人が相談せんで途中であきらめた人がまた再度こういうシステムがあるんやったら、また来るかも分かりません。そのときはね、役場も一丸となって、やっぱり区のほうへ御尽力いただきたいと思います。その点、最後に町長、町として、どのような意見をお持ちであるか、町長の意見をお伺いします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

徳田地区の役員さん、本当に御苦勞さんでございました。なかなかこれ今まで地縁団体を区に戻すってというのは、物すごく法的な規制があつてですね、平成27年に地縁団体の特別措置法っていうのができてから、今、簡単についていうことじゃないんやけど、幾分か簡単に行けるようになりました。

それで、まだまだ区で財産持ってる所、たくさんあると思えますんで、今後とも、相談に来たらですね、真剣になって、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

一応、今の町長の答弁、それで総務政策部長の答弁、お伺いいたしまして、これ完全に前向きな意見をいただき、今後とも、徳田最終に集結して、徳田区へ戻せることを確信をいたしました。

また、町としての当局の絶大なる、今後、御協力を賜って、下徳田、上徳田区の役員さんがひるむことなく、スムーズに名義変更できるように、この議会を通じて、お願い申し上げます。

まず、これで1問目の質問を終わります。

2問目の質問に移させていただきます。

まず、副町長ね、同僚議員がいかげなもんかと質問してます。この件についてはね。このとおり、地元紙にも載せられております。前払いはいかげなもんか。この我々議員が出してる広報紙もそういう意見が載っております。その件について、今、副町長が最初の質問で登壇で説明しましたね。何でそれを最初6月議会に議員がその質問をしたときに、何でその答弁が得られなんだか。そこ、それを答弁をしていれば、住民も、これは先払いせんといかんのやな、今まで全国の市町村が何億何千万円の工事を先払いしてきてるんやな、それでないと3月まで、体力のない業者は持ちません。国の補助金をおりてくるまで、待てる業者っていうのは、有田川町の業者も数ありません。

また、国もそうです。国のそれだけの体力を持ってるスーパーゼネコン以外は、そういう体力はありません。国の補助金を待ってもら。それをできる業者っていうのはないんです。そのために町が、全国の市町村が前渡金、中途金、それで最終に完了金っていうふうな格好で支払われ、それは市町村、全国の市町村が立替払いをしてると。だからこの説明は、そのときに、今あんたが私に答弁してる答弁を、そのときに何でその議員に答弁ができなかったかどうか。執行部の点は、その点は副町長、どうお考えですか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

6月議会におきまして、明確、的確に答弁をさせてもらうことができず、申し訳ございませんでした。

今後は、分かりやすく、的確に御説明を、お答えするよう努めてまいりたいと思います。

そして、私自身も、この議会の答弁に当たっては、答弁もれはないようにということとずっと教わってきまして、それについて努めているところなんですけれども、御質問いただいている全体の内容を考えまして、今後とも的確な答弁に努めたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

だからね、その当時、その答弁があれば、住民に誤解を生まんと、そら最終的には、あれは災害の支援でやったもんなんで、その罪とか鳥をそのまま放置して餓死させたとか、そういう面は、これはもう許されません。そういう面があるけど、だからその途中のこの交付金問題は、そのときに今の答弁がなされていたら、これ誤解を生むことない。なかなかね、住民が、何で国の補助金立て替えて渡すんやというて、これは僕らの議員の中でも皆そう思ってます。はっきり言うてね。だからそのときにその答弁があれば、この新聞紙上、これまして議会広報なんですよ、議会広報は必ずあんたどこへこれでよろしいですか、執行部の意見は必ず広報からそっちへ相談してますね。そのときに、この質問に対して、これはこうですっていうことは、議会広報でやってた広報をそれはおさえますって言ったらかわいいですけど、一遍考えますね、発送するのには。だからそこらの点もよろしくお願ひしたいと思います、その後の問題なんです。問題は、そういう放置して、十何万羽ですか、14万羽ぐらいですか、鳥の餓死させたのが。そういうことで、県がこれ大方、九千何百万円の臨時予算組んで、これを撤去していますね。だからこういう責任は、住民は立替払い云々よりか、最終的にどこが責任持って、町が立て替えてるその分をどうしてもらえるんか、どういうふうな行動を取って県や国へ今、交渉してるんか。それが住民が一番関心の持つてるところなんです。町から出す補助金と国から出す補助金で3,400万円ほど言うてますね。だからこれの落としどころ、今、執行部は、立て替えた国の補助金くれななんだですね、3月におりてくるやつがくれやんと、町が四百何万円、そのとき国が2,900万円、これくれななんだで、3,400万円の結局、大きな穴は町の保全の補助金で賄うてると。それを今どういうふうに対処しようとしてるんか。

これ余談ですけど、パターンが違いますけど、ふるさと納税、佐野市ですか、佐野市か、裁判したのは。佐野市やな、泉佐野市。泉佐野市で勝ちましたね、国の裁判、国とやって。補助金は不当であるって。その類いは違いますけど、そこまで町の大事な税金を投入してるんやから、そこまでわしは行くんかどうか。これは副町長の担当になると思いますが、その点の決意は副町長、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

少し、この経過もお話させていただきますと、2年前のこの9月の台風21号により被災をいたしまして、それでここの鶏舎も含め、養鶏場も含めて、工事が行われました。

それで、昨年3月に国のほうから交付決定、この補助金に対する交付決定を頂い

て、6月に完成したことをもって、交付を行ってきたところでございます。

それで、12月に経営不振といったことが判明したところでございます。

それとこの2月には、本当に町長も自ら農林水産省にも交渉を行っていただいて、今の形になっているんですけれども、今の段階におきましては、町として、事業者に対して、回収返還請求を行っているところでもあるんですけれども、これまでの経過もございまして、私たちとすれば、通常の手続を行ってきたという思いもございまして、

一方、返還請求は努めてまいります。一方また、まだ御報告もできないんですけれども、この紀州うめどりの復活ということを目指される事業者さんも、ほかにはいらっしゃるわけでありまして、相談にも来ていただいております。まだ進展はございません。ございませぬけれども、そんなことも、進展してまいりましたら、また議員方に御相談も御報告もさせていただきながら、その上で、これは県ともずっと協議をしてきたところなんです。それで国に申請をしてきた部分なんです。

ですから、その時点においても、また国、県ともずっと協議しておりますけれども、引き続き、この件については、協議を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

僕は、何で泉佐野市の今、何を出したかっていうことなんです。なぜそれを、名前を出してまで、この議会で質問したかということなんです。もうその当事者は倒産してね、今どうにもならんような状態なんです。その当事者と話しする前に、この、その当事者に対して、国の補助金をゴーと出したのは、国、県でしょう。何で国、県を相手にせんのですか。何で個人を相手にするんですか。堂々と、おまえんところが補助金出してるからうちは執行したんやと。国、県のほう逃げやんと、あんたところがオーケー出してゴー出したんやったら、それは責任持ってくださいよって言うのがあんたらの努めでしょう。国が知らんって言うのは、3月に対して、最初の登壇したとき、3月に対しての補助金しか出やんという格好で、そう質問しましたね。だから3月まで出やん、その3月にゴー出てるんやから、国は執行してるんやから、この何を。何で国、県に掛け合いできなんですか。

それと、今ちょっと言葉じりで、県の何と相談してやりましたって言いましたね。やっぱりこれは、最初はそらそういう有利な企業に対して、補助金がありますよって言うことは、これは町の努めであって、そういうやるのは、もうもっともな話なんですけども、ただ、それやったらそれで、国、県に対して、あんたそこ出してるんやと、ゴー出したんやと。それで私とこは通常の定例によってやむを得ず、その補助金を3月までおいてこんから立て替えて支払いましたと。そうでしょう。国、県がゴーを出してないのに、町が勝手にしたんと違いますやろ。だからそれを何で国、県へもっと、

当事者はもちろんのこと、企業はもちろんのこと、国、県にも責任をあるっていうことは、だれが見ても把握できることじゃありませんか。それでしたら、何で国、県へもっと強烈に、あんたどこゴー出したからうちはそのとおりでやったんです。あんたどこ、これ補助金カットって、3月に出すとき当事者がどこらへ飛んでもうて何や分からんから、これは国が出せませんって、そういうことを許すから、泉佐野市みたいに国を相手に裁判して、勝ってるじゃないですか。有田川町はそこまで行こうという決意はありますか。その点いかがですか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

今、議員から御指摘いただきましたように、国からの交付決定を受けて、私どもはこの支出をしてきているところでございます。

今まででも、国、県とも交渉も行ってまいりました。引き続いて強く交渉も行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

だから今ね、副町長の答弁聞きました。今後、国、県へも要求していくっていうことですね。だからやっぱりなかなか市町村であつたら、県、国は、やっぱりね、親分なんで、なかなか言いにくい面もあると思います。

しかし、これはこれ、国が一旦決定して、国に従って町が行動して、その交付金が途中で仮にゴーになってもしろ、一応は、ゴーを出した以上は、国、県もやっぱり責任はないとは言えません。だからここら辺りは、住民がまず納得する落としどころ、住民がやっぱりこれね、やっぱり何でそこが町が立て替えてって、これが一番ネックになってるんで、最初、冒頭の質問に言うたように、その件をね、先、国から補助金出て、町が立て替えなあかんっていうことを明白にしてたら、こういう新聞とか、それに取り上げられてないと。新聞の記事の中身は御存じですね。だからそこらの観念を持って、いかにも町民がこの記事を読んだら、町が補助金を立て替えたことに対して、何で立て替えるんなっていう、その疑問は、町民が一番持っております。

それと、今、御答弁をいただきました。何で国、県へ言わんのなど、何で町がかぶるんなど。そういう疑問も持っておりますので、これはやっぱり町民の税金を預かってる我々って言うたら、議会って言うよりか、執行部ですね、ここらがやっぱり責任持って答弁して、町民に納得する答えを出していただきたいと。その点について、最後に町長、この件についての御答弁をお願いします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この件についてはですね、私も東京へ直接、農水省へ局長とも交渉に行っていました。その当時の局長いわく、これはもう来年度の3月まで営業してくれてたら何の問題もなかったんやと。途中でやめたんで、もう払えませんとということであったんですけれども、今後ともまた粘り強く。

ただ、今この紀州のうめどり、大変こうブランド化なって、県もですね、また今まで推してきた紀陽銀行も非常に一生懸命になってくれて、今、何社かですね、処理場を含めて、三瀬川の養鶏場含めて、借りたいという話も出てきてますんで、その方向でも何とかまた補助金を出してもらって、ちょっともうそれを使うんやさけ、できんかっていうことをもう一遍、国のほうとも強力に交渉はしていきたいと思っています。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

国、県へは、市町村の中で一番太いパイプを持ってる中山町長ですね、これほんま、よその市町村から羨むぐらい、国へ出張し、県へ行き、これを協力の力を貸していただいているのは、認めます。これは確かに予算どりをするについてね、今回のコロナの件でも、また再度4億8,000万円ですか、ここらの何を取ってきて、何とか弱ってる企業、商売人さんに何とかしてやらんなんっていうことで、4億8,000万円の大きな金額つけていただきました。有田川町クーポンも大概、大型店を外して、地元の小売店、地元の業者さんに還元するようになっていう配慮があります。

また、住民の声では、第2弾のクーポンも期待してます。

そういう点で、こういう件については、町民が納得する答えを出していただきたいということで、まずその2問目の質問を終わらせていただきたいと思います。今後とも御尽力のほど、よろしく願いいたします。

そして、3問目なんです。

3問目に、これ230億円っていう、下水は今、上徳田区へ入って、最終段階に来ております。最終段階は、令和2年、今年度で工事は一応終わります。それと舗装が令和3年まで入ります。この大型予算が終わって、棚上げになってる水道の今現在、水道局の移転場所、移転を計画してます。これについて、基本設計がもう行われております。それでこの来年あたりから詳細設計へ入るっていうことをちらっとお伺いしていますけども、この基本設計と詳細設計を切り離した理由、これ基本設計やるんやったら、もう詳細を別個に発注すんのか。基本設計入ってる業者は、もう詳細設計入れやんのか。そういう理由で切り離してるんか、何で基本設計をしたままの状態ですら今まで何年か来てるんか。何で詳細設計を組み入れてなかったのか。ここらの理由をお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

なぜ基本設計だけ先にやったのかっていうことにつきましては、やはり概算事業費の算出でありますとか、配置の計画、建物の規模を先に決めなければ、やっぱり用地も用意できないので、そのために先に基本設計だけを行ったものでございます。

あと、同時に詳細まで進めなかったのかというのは、基本設計を出したところ、やっぱり概算事業費が高かったため、現在、公共下水道に伴う水道管の移設工事をやっておりますので、そちらのほうに工事費がかかるために、なかなか詳細をして、建築まで進めないということで、その間にちょっと時間ができたものでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

だからはっきり言うと、お金のことですね。要するに、詳細まで移るまで予算がつかないんだと。ならば、なぜ基本設計をやらんと、今の詳細と同じ時期まで延ばさなんだんか。なぜ基本設計を先だけやったんか。そういう予算がないんやったら基本設計はそのときにどうしてもせざるを得やん理由がなかったら、今まで延ばしたらいいんでしょう。違いますか。お金はないのに、基本設計だけ先やるっていうのは不合理でしょう。それやったら今まで基本設計も棚上げして、詳細設計を出す、来年ですか、来年あたり出すっていう、その予定まで、何でそれを延ばさなんだんか。その時点で何で基本設計をやらなければならなかったんか。この理由を一応お聞きしたいと。そういう経緯、結果で質問をしてるんです。予算がなければ、基本設計もやらなければいいんでしょう。これ聞くとところによると、基本設計、詳細設計、管理設計、これは一連のつなぎですね。

ただ、それを聞くとところによると、基本設計したとこ、下水は一応、基本設計したとこは詳細設計へ入れない、入れないっていう、今、有田川町の下水のコンサルの入札に一応うたわれて、そのとおりずっと来てますね、違いますか、部長。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

下水の詳細につきましては、基本設計は県内を含め、大手の業者にさせております。詳細に関しては、できるだけ町内の業者を入れたいということで、たまたまと言いますか、基本設計入った業者と詳細設計入った業者が変わってるっていうか、同じ業者が入っていない状態です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

最初の答弁もれですよ、最初はそれ聞いてません。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

基本設計をなぜ最初にしたかというお話です。それは先ほども答弁させてもらったんですけども、概算事業費の算出であるとか、建物の規模というものが決まらなければ、どれだけお金がかかるかということが分からないので、それが分かったから、お金がかかり過ぎるということで、先延ばしにするってということが決まったわけでございまして、基本設計によって事業費、概算事業費の算出を先にしたわけでございます。以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

これも、町の予算としたら大きな予算です。17億円から18億円。大変な予算です。今、大変な時期にとっては、大変、手痛い予算の組み方をせんと、大変なことになると思います。今現在、御承知のとおり、有田川町の役場、大改修してますね。これ大きな足場を組んで、これ雨漏り、コーティングをするためにこのぐらいの予算組んでやらなければならない。またその上へ、今この最後に質問を問うてますが、これから大型事業あるのには、どうあるかっていうと、ドームこの水道、それで清水の温泉、これやっぱり今の時期としたら、有田川町としたら全く荷の重い関係の大きな事業をこなしていかなければならないっていうことがあるので、なるべくなら、切り離すって言うんじゃないしに、基本設計やって詳細やって管理って、これを一連の動作で発注するんでしたら、これね、やっぱりやる企業もやりやすい。ここらの点について、基本設計をずっと前にやって、予算がないから詳細設計、管理を後に回すっていうの意図は、分からんことはないです。予算の都合でね。分からんことはないんやけど、そのときに基本設計を辛抱して、今現在、基本、詳細、管理っていうふうな格好で発注したら、発注しやすいんじゃないか。もうとんぼに基本設計やられて、今度は詳細、もう時期がずれていますね。だからそういう格好で、なぜこういうことを言うかって言うと、指名辞退っていうことが物すごく多く聞く。起きてますね、有田川町は。13社指名して、この9月予算でも消防関係なんかね、13社指名して10社辞退。この今の世の中に指名を辞退、それも10やって、13指名で10が辞退って、ここらの点もいかなもんかとは思うこともあるんですけども、そういうことのないようにね、有田川町は頑張っていたかんと、こういう経緯、結果になる。まして指名するときには、資格指名審査委員会っていうのは、開かれてると。そのときに指名してね、

はがき1枚でも、あんたところは指名の権利を得てますけども、参加してもらえますかと。参加して、入札へ来ていただけますかっていうぐらいの返答を取らんとね、入札期限が来て、13社指名して10社辞退って、同僚議員からもこないだの全員協議会でおかしい、そういうことをもうちょっと指名資格委員会では検討できやんのかっていうことで何してる。言ってもあかん、前に1回ね、NECか、防災の関係で、なぜ3社指名して2社が来てない。そういう関係で質問したことあるんですけど、特急電車を各停の駅で待ってるようなもんや。前、皆通過してもうて、我々天ぶらや。揚げるだけや。参加するだけやったら、いても、もうどうにもならんでしょうっていうふうな業者の誤解を生んでることがあります。

そういう点があるんでね、建設環境部長ね、ここの点を配慮し、考慮して、やっぱり入札はみんなが参加して競っていただくように、今後のどういうふうにかじを取るかの御意見を賜りたいと。いかがですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

私も、入札参加資格審査会の委員であります。その中で、適正な、やっぱり指名というものを審査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

それと、2問目に入ります。

その2ですね、雨水対策。これ何年ほどか前に、シミュレーションの設計は出ましたね。1,900万円でコンサルの入札を受注してます。これのシミュレーションは膨大な計画で、約40億円、50億円の計画ですね。あの環境センターまでの鳥尾川に対して、ボックスカルバートって、大きなトンネルを、車が2台行き交えるぐらいの大きな何を埋めてそれで環境センターまでそれを引いて行って、本流へポンプアップして流すっていう、そういう計画でシミュレーションできておりました。そのシミュレーションが1,900万円。それと、その認可申請を受けるのに380万円の認可申請用のコンサルに受注してますね。それと日本上下水2期工事として、600万円ほどの雨水対策のコンサルへ発注してます。その計画は一体どこへ消えたんですか。一応、下水とのバッティングがありますんで、それを先送りにして、一応凍結っていう格好でなっておりますが、今後、雨水計画に対して、そういう大きなプロジェクトでやる可能性があるかどうか。また今後、雨水に対して、どうするのが一番いいかどうか。まずそら基本的には、有田川の水位を本流の水位の底を下げて、枝から来る水をスムーズに流せるようにするのは当然のことで、県のほうへも、先ほどロ

頭で言いましたけど、町長、かなりこれに対して、国土強靱化でかなり日参して、何とか今やってる田殿のほうから金屋橋の方向まで持っていこうとして、一応ええ色の経緯、結果をしてもらってると思いますが、この点の進捗具合はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

有田川につきましては、有田川河川整備計画によって、今、有田市のほうから改修を進めております。それは随時、上流の有田川町のほうへも進めてもらいます。

あと、防災減災国土強靱化によります堆積土砂の撤去、河川内の樹木伐採というものを今年度も6か所、7か所ぐらいで予定しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

これ、有田川と言ったら、金屋橋から河川敷を見ましたらね、大変大きな草木、こう徳田地区だけと違いますよ、有田川全体に草木、泥の、砂利の採石がたまってる所が多くありますね。

まず、今、有田市の周辺はかなり美しくなって、田殿辺りもかなり美しくなって、それは上、上へ、上っていくっていうふうな計画になっております。だからその点で、草木を何とかならんか、もうちょっと、今まで徳田区、下徳田区が率先して川原の清掃をして、それでそれをきれいにしてたんですけど、余りにもね、危険性があると。石ころのとことか、そんなん何で、この草刈り機を振り回すんで、万が一、けがされたら申し訳ないという格好なんで、それは県管理なんでね、県のほうへ再三、強烈な意見で、何とかせえと、何とかしてもらわんと住民が困ってるやないかということで、やるような予定を一応、報告をいただいたんで、担当区の区長さんのほうに県がこういう意見を出していただいておりますよっていうことを御報告されましたけど、なかなか、ちょっとやそつとでみこし上げてくれやん。おまえとこ、やるって言うたやないかって言うて、けんか腰で持っていてもね、なかなか各方々へそういう何があるんでって、なかなかみこしを上げてくれやん。そうしてるうちに、各箇所やってたところがまた草木が生えてくる。

そういうふうなことになっておりますんでね、これ建設環境部長にお伺いしたいのは、ここらの点をもっと協力して、地元の河川を何とかしてもらいたいっていう意見が物すごい多いんで、やってやろって言うたのに、工事はさっぱりかからんやないかという格好で、今現在そういう区が多いと思いますよ。だからその点はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

河川内の立木とか草木につきましては、以前までは伐採するだけであつたんですけども、今この国土強靱化によりまして、大きなお金がついておりますので、根株ですね、根の生えてる1メートルぐらいまで土砂を取って、次なかなか生えにくいようにしているところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

だからそういう答弁をもらうさかい、それを真に受けてね、もうやってますよ、国土強靱化の予算ついてますよ、もうじきこっち決めますよって言うんです。我々は。だからそういう答弁で、住民に我々はそう言うたら、おまえ、うそばかりやないか、1個も川やってくれてないやないか、いつやってくれるんなっていうお叱りを我々が受けるんです。だから今の部長の答弁、いつ頃まで、どの辺まで来ますよ。それからまたこういうふうに来ますよ。そういう確実な、こういうふうになりますよと御意見をいただきたいんですけど、その点はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

たまたま本日もですね、ちょっとそういう、いつ頃ですかっていう話を伺いまして、県のほうへも連絡をしたところです。そしたら、今日あたりから入札にかけるっていうことで、箇所も確かなところは聞いております。

これからも県と連絡を取り合ってますね、区長さんにまた直ちに報告できるような体制を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

だからね、その点を確実な情報で、ここ傍聴に来てくださってる地元の、河川敷の地元の人が多いんです。だからそういう確実に、どの辺までやる。そら行政のやることですから多少のずれはありますけどね、それに等しい何を、御意見をいただきませんとね、我々はやっぱり住民から選ばれてここへ来てるんですから、住民の要望があれば、我々は町長、副町長にそういうことを相談しにいてるんですから、そこまでのある程度の確実な意見を頂けませんとね、やります。もう予算ついてますよと言うて、なかなか移らん。なかなかそこまで実行できやん。そういうまとめをしていただくのは、町長、御意見いかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

有田川っていうのは、本当こう命の川っていうことは承知で、もう前々からですね、この川筋でも有田川の改修促進協議会作って、これはもう毎年県へ行ってます。

それで、特に河川の予算というのは、県の中では本当に少ないです。僕に言わせたら。その中でも有田川、特出して予算を入れてくれてます。その現状で今しか進まんというのが全く現状です。これからももうちょっと具体的を取ってもらえるように、また県へ申し、また予算も取れるように、これからも運動していきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

ちょっとしゃべり過ぎて、あと8分しかないです。同僚議員が、あいつ1時間もしゃべりやがって、はよ詰めればいいのになって思ってる可能性もありますけども、これは一番大事なことです。そういう経緯、結果で、そういうおびえながら生活してる、河川のそばで生活してる人の声も十分聞き、なるべくなら、枝からスムーズに本流へ流れる、そこを本流の川を洗っていただき、それを早急にしていただきたい。同僚議員も、一般質問もありますんで、それはその点お願いして、質問を終わりたいと思います。

ただ、3項目めに次の大型予算っていうのがあります。もうそれは引っかけで、建設環境部長のほうから御意見いただきました。だから今後ドームの工事、ドームの工事でも大変特殊な工事なんで黒川紀章建築して竹中っていう代理店、竹中が大きな組で、大きな事業主なんで、これをこなしてるドームの格好を見たら、なかなかこの地元業者で大分頑張ってもらわんとできないっていうふうな、巧妙的な設計もなされております。それで我々、今後また水道の件、この河川敷の雨水の件、それでまた清水である温泉の件を含めて、大型事業がめじろ押しに、町長ね、控えております。

そういう点をお願いして、なるべくならスムーズに行くように、まず雨水対策ですね、これは命に関わります。住民の生命に関わります。財産に関わります。これを力入れてもうてね、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に総合的に町長の御意見を、御所見をお伺いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員がおっしゃるとおり、雨水対策も本当に大事だと考えています。特に近年、この吉備地区はですね、もう住宅が物すごく増えてきて、うれしいことにですね、6月と7月の比較、これもう産まれるんも出ていくんも入ってくるのも死ぬ方も入れて

ですね、初めて町全体で人口が3名増えました。それでそのぐらい今、家がどんどん建ってるってことで、ますます、その中で、こう異常気象ということで、雨水対策もしっかりやっていかなあかんっていう考え持ってますけれども、ただ初めしたような計画先ほどおっしゃられたように、地下トンネル抜いてというような、こういう膨大な計画は、恐らくできないだろうなと感じています。その中でいかにして浸水せんようにするかっていうこと、これも真剣になって考えて、やっていきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井 堯君。

○10番（殿井 堯）

よろしくお願いしときます。偉いもう長い長時間、私が時間取りまして、申し訳ございません。ことごとく、そういう心配のある人が今日は傍聴に来てくれてます。いろいろと思案があると思います。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、殿井 堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 11番（佐々木裕哲）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可いたします。

佐々木裕哲君の質問は、一問一答形式です。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

議長の許可が出ましたんで、11番議員、佐々木裕哲が一般質問させていただきます。

私の質問は、今回2項目について、質問させていただきます。質問に対して、明確な答弁、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1番目の質問です。

コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてであります。

今のところ、第1次、第2次と、合計6億2,500万円の臨時交付金が支給され、それに基づいて、各課でいろいろと検討されています。現在14課で直接、間接的に幅広く事業が計画、実施されていますが、その中で、税務課が定住人口増のために、新築世帯へ11万円の助成をするとなっていますが、その金額の根拠は何であるのか、お聞きしたいと思います。

ほかの自治体でも行っていると聞いていますが、金額の大小に関係なく、本来、税を徴収する税務課が支給するという発想は、私はすばらしいと思います。

そこで、近年、吉備地区において、人口世帯数が目に見えて増加していると、私ど

も一般町民も思ってるんですが、この10年間における、特に増加している地区の推移をお聞きしたいと思います。

続いて、また町全体で少子高齢化、人口減少が進む中、定住促進策をほかに考えているのか。これもお聞きしたいと思います。

そして、この件の最後に、今後、我が町でも増えると予想されるのは、テレワークです。これコロナが発生した関係上、特に最近これがテレワーク、テレワークということで、マスコミや、全国的にも広がりつつあるんですけども、それに対して、町の考えをお聞きしたいと思います。これが1番目の臨時交付金の質問です。

次に、2番目の質問といたしまして、手話奉仕員、手話ですね、手話奉仕員養成研修事業について、お聞きしたいと思います。

この事業は、障害者の総合支援法に、法律に基づいて、厚生労働省が全国市町村地域生活支援のための10事業のうちの1つであります。国が定めた必須事業であります。

和歌山県下30市町村のうち、実施しているのは20市町村であるのですが、まだ実施されていない10市町村の中に、有田地域、この有田郡一体です、全部ですね。1市3町が含まれております。

国が定めている必須事業でございますので、早急に取り組むべきだと私はそう思ってるんですが、その点どうですか。その点も聞きたいと思います。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めに議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源に、皆様に御協力、御承認いただき、いろんな事業に取り組んでいるところであります。

議員御質問の、住まい給付金ですが、この交付金を財源としておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復、特に経済的影響を強く受ける住宅を新築した、また建設予定の個人に対する緊急対策として、交付することとしておりますが、議員おっしゃるとおり、定住促進にもつながると考えております。

少子高齢化、人口減少が進行していく中で、有田川町は平成27年度に人口ビジョンを策定しました。2060年度には人口2万人以上を目指すことを掲げ、総合戦略に基づいて、定住促進対策を講じていきたいと考えております。

このたびの新型コロナ対策を契機として、テレワークを導入する企業も増えてきていますし、田舎の恵まれた自然環境の中で、都会と同じ情報環境の下、ストレスなく充実したリモートワークが今日注目されております。

有田川町においても、総合戦略に沿って、ITサービスの充実にも努めていきたいと思っております。

また、住まい給付金の金額の根拠、吉備地区内の10年間の人口世帯数の推移は、担当部長から説明をさせます。

2点目の手話奉仕員養成研修事業についてでありますけれども、手話奉仕員は市町村で養成研修を修了した方が登録し、ボランティアとして視聴覚障害者との交流活動を促進し、実施主体の広報活動などを支援する役目を担っております。

佐々木議員、全然してないようにおっしゃられますけれども、実はうちもたくさん手話教室でやっています。現在、有田川町では、子どもクラス、初心者クラス、ステップアップクラスの3講座の手話講習会を実施しております。年間約30回ぐらいやるんかな、年間30回ぐらいやっております。

本町の手話講習会では、小さい頃から手話に関心を持ち、日常会話を行うのに必要な手話表現を習得し、聴覚障害者と交流することを目的として実施しています。手話奉仕員の養成研修講座の目的と、これ全く合致をしているところであります。

また、手話講習会に参加した方々は、ボランティアとして、国体での聴覚ボランティアや耳の日の行事や学校での手話講習などに参加し、広報・啓発活動をすることによって、手話奉仕員として、同様な役割を担ってくれていますので、当町の手話講習会は手話奉仕員養成研修と同様に位置づけられていると捉えております。

また、役場職員につきましても、来庁された聴覚障害の方と窓口で簡単な手話ができるよう、手話講習会への参加を促進しているところであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の住まい給付金の11万円の根拠ですが、新築家屋の固定資産税の軽減は、新築から原則3年間ありまして、120平方メートル以内では、2分の1の軽減となります。11万円は直近3年間の新築家屋1戸当たりの平均軽減額5万5,000円の2倍としています。対象者は、おおむね新築2年間は固定資産税相当額を支援される勘定となります。

続きまして、人口世帯数の推移なんですけれども、7月末での比較でさせていただきます。旧吉備町の人口増加の多い地区から5地区挙げさせていただきますと、1番目といたしまして、下津野地区、人口502人、世帯数287世帯増加しまして、それぞれ2,699人、951世帯。次に天満地区240人、123世帯増加しまして、それぞれ1,321人、371世帯。次に水尻地区234人、158世帯増加しまして、それぞれ1,492人、597世帯。次に野田地区174人、77世帯増加しま

して、それぞれ650人、230世帯。次に奥地区で72人、42世帯増加しまして、それぞれ647人、207世帯になっております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

答弁もれはありませんか。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

では、今、町長、概略的にお答えをいただきました。それと同時に、各部長から詳しく質問に対しての回答を得たんですけどね、まずこの11万円の根拠、これ今おっしゃったとおり、分かりました。僕はもうこれ何で11万円っていう数字が出てきたのかなということで、ちょっと疑問持ってあったんですけども、それでは、そういうことであれば、金額はともかく、了解しました。これはもう終わります。

それでね、ほかの自治体でもね、この新築助成金っていうのは、これやってるところも私も聞きました。やってるところということも、今そういうことで、やってるんですけどね、うちの町のようにね、有田川町は和歌山県から見てもね、そんなに家が新築、人口増加という、もちろん地域によっては一部そういうところあるんですけどね、うち吉備、金屋、清水は、こう大きく分けたら、なるほど金屋と清水は若干、過疎地域ということで、減少はかなり進んでるんですけどね、特にこの吉備地区が物すごく増加してるために、全体的にはすべてそれを増加はしないですけども、ここでかなり頑張ってくれてるんでね、持ちこたえてるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。私もそう思っておるんですけどもね。

それで、一般町民、この近隣の市町村、またよその地区の方でもね、同じ新築するならね、地場、地理的条件のよい、特にこの吉備地区ですね、に、もう住みたいという方が、そういう気持ちがあるからこの地区が今、活気が、活気づいているんじゃないかなと思います。これ皆さんも、もう町長も一番分かっていると思うんですけどね、特にこの吉備地区はね、インフラが、整備が調ったということ。このことはね、やっぱり町長の前の前ですか、吉備町時代に先人の坂井町長がね、行った道路整備、そしてね、高速のインター、湯浅へ設置するやつを吉備へ持ってきてくれた。それと同時にね、中山町長、あなた自身がね、この合併前から取り組んだ公共下水、このこともね、今日の人口増になっていると思います。私もね、下津野地区のね、いろいろちよこちよこ聞いたら、何でここへ、こっちへ、家、引っ越してきたんよって言ったら、やっぱりね、一番先にね、耳にするのは、下水、公共下水。ほかだったら合併槽入れてもいけらしいよって、そういう話したらね、やはりね、合併処理場だったら、処理だったらね、年数たてばね、いろんな問題も出てくるからね、やっぱりこの快適なね、公共下水のある町へ、あるために引っ越してきたという答えも、1件や2件じゃありません。そういう答えが。それがそれでね、莫大な金が事実要ったことは事実ですけ

どね、これはもう必ずね、今までと同時に、これから先もね、ある程度ずっと続いていくと思います。それと同時にね、町長がああときいろいろ私も、そのときも亀井議員を筆頭にね、昔、もとの旧吉備町の議員がね、ああとき、どうたらかあとか言うて、大分すったもんだ言いましたよ。一時凍結してあったやつを、またそれを解除をしてやるということは、非常にいろんなことあったと思うんですけどね、よう町長、ああときね、決断やったと、私はもうこれ思っております。あれやってなかったら、この吉備は絶対栄えてなかったと思うんですけどね、それともう一点ね、これもしかし私がね、言いたいのはね、ああ町長、藤並駅、もうね、ああ昔の藤並駅よ、宮原やあそこらと一緒にね、もう無人駅になろかというような状態のああときね、あそこ新築して町長、特急止めよらうて言うて、国へも何回も一緒に行かせていただいたね。ああ発想よ、もちろん町長にも聞き、私らも実際向こうの国交省行って聞いたときね、向こうの役人の方がよ、何を言うてるんですかと。あんとこの藤並駅の乗客はこんなんですよと。隣に湯浅という駅があるでしょうと。箕島という駅、特急止まってるじゃないですかと。こんな数で各停で十分じゃないかということ、私はそういうように聞きました。そしたら、そのときね、確か町長ね、それやったら乗客増やしたらええんやないかというふうなことまで言うたわ。しかし偉いこと言うなと思つて。

しかし、現に、あれもかなり若干、金もかかりましたけどね、この有田では一番立派な、最近、湯浅の駅もできましたけどね、やっぱり藤並駅はいい。場所的にもええし、駐車場も広いし、こんなすばらしいことがないと思う。これらもね、ほんまに、非常に今のこの家が増える、人口が増えるということにつながってるんじゃないかと思つて。

現にね、藤並駅のね、乗客も、もう湯浅をはるかにもう抜きましたね。最近ちょっと調べてみたらね、もう箕島ともうちょびちょびですわ、もう肩並べています。恐らくあともう数年、もうほん近い時期だと思つてんですけども、必ず箕島駅よりも藤並駅のほうが乗客が増えると思つて。そうなってきたらね、この特急の本数もね、恐らく将来もっと増やしてくれるんじゃないかというようなこと、ほんま言うたらね、ああパンダ号ここへ止めてほしいんよ。そしたらもうね、最高や。こういうふうなことになっていくんじゃないかと思つて。

しかしね、うちはね、高速のインターあり、特急も止まるし、公共下水もちゃんとやっちゃう。そして、ましてね、津波の心配もない。県下的に見てもね、こんな町はないと思つて。

先ほども言いましたようにね、この吉備地区のまちづくり、これ自然にできたものと違いますよ。町長、職員、そして議員も一生懸命に、そらええわと、これやろうらと、一致団結して、やったからこそ、これ、この吉備地区が増えたんです。今も先ほどあれ言いましたね、部長が。どこがどうようさん伸びるんだって僕がちょっと言うたらね、一番、大字で言うたら下津野区ですわ。この10年間で287軒増えてんの

よ。人口502人も増えてよ、そして今の人口がよ、2,699人ある、下津野に。それで僕はね、びっくりしたん、町長もびっくりすると思うよ、これから。この下津野区がよ、紀南のよ、古座川町より人口多いんよ、古座川町は2,615人しかない。それで1つの自治体やいしょね、北山村と違うで、古座川町やで。その古座川町よりも下津野区しか多い。物すごい、すごいことと違いますか。

それと、さっき増えてるとこは、天満、水尻、野田、野田なんかもね、昔、僕ら時代に40件ぐらいしかなかった。今もう230件ありますよ。すごいですね。それに奥、奥はもともと農業のとこやってん。ここも発展してきました。ぐっと伸びてきて、5番って入っていますわ、伸び率から。

ということで、この下津野、天満、水尻、野田、奥、この5地区を合わせたらね、もう人口が6,810人ほどあんのよ。この人口見て、僕びっくりしたんやけどね、広川町とがいに変われへんねん。もうちょびちょびよ。一緒ぐらいの人口、この5地区だけで持ちちゃんのよ。それへまだね、徳田や庄とか大きな在所いっぱいあるんでね、そら県下でもナンバーワンの人口になるかと思うし、ここがほんまにすばらしいと思います。このね、この10年間で、吉備地区で1,100軒、家増えてますわ。1,100軒ですよ。これすばらしいと思うんよ、これ。

ここでね、僕はちょっとね、これ自分換算やけどね、この今、そこでこう、ちょっと聞きたい。これ、山田部長に聞こうかな。これ担当者、企画か、あれやけども、例えばね、これちょっと教えてください。山田部長か。

家1軒建つとしようか、建ってますわね、これもそら大きな屋敷もあるし、小さな屋敷もあると思うんやけどね、平米4万円ぐらい。ちょっとメモ渡してたけど見てくれていると思うんやけど、平米4万円ということは、坪、大体十二、三万やな。それぐらいの土地へ50坪の建て売りの分譲を買うたと。そこへ床面積30坪ぐらいの家建ったと。それで建築費もね、がいに金かけんと、1,500万円ぐらいの家建ったと。家で。そしてそこへ夫婦、そして子供1人が、その旦那がね、大体、年収400万円ぐらいの所得やというた場合、なった場合、有田川町へ町県民税、固定資産税入ってきますわね、それで生活をすればね、当然ここも下水入ってるから、水道下水料金入ってきますね。これもう見えへん。そらいろいろほかも入ってくる料金あんねんけど、この町県民税、固定資産税、水道料金合わせたらね、年間ね、幾らぐらい税収ありますか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

机上での概算になります。5年間出しましたら、水道料金等、合わせまして、5年間合計で113万円余りになります。1年目から3年目までについては、固定資産税の減免がありますので、大体1年間で25万円程度、これは概算なんですけども、2

5万円程度の収入になると見込めます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

大体20万円から25万円ぐらいって言うたかな、20万円ぐらい。年間ですよ。年間。

そしたらね、これもあれやけど、これね、人口、僕ら入ったときに、それを教えられたんやけどね、地方交付税がありますね、あれ人口一人頭って言うたら、あれ町へ入ってくるんですね。確かあれ、昔は20万円ぐらいって言うてんけど、今そんなないかも分からんけど、15万円から20万円ぐらいの間やと思うんやけども、これ1人、人口増えたらそれだけ国から交付金が入ってきますわね。これ、そしたらね、この1,100軒、これ増えたんですな。大体、僕ばぱっと計算したらね、3億円からね、もっとぐらい増えてきた、くれたか、この吉備やで、吉備で増えたから、3億円以上の金がね、毎年増えてるっていうことよ。そらこれ、すばらしいことと違う。それが増えてくれば、いろんなまちづくりもできるということ。その点、町長、どうですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

人口増えてくれるっていうことは、非常にうれしいことで、実はですね、これ、こういうAERAという新聞、雑誌、これは確かな雑誌です。ここへ、全国のですね、コロナ時代の移住先ランキングっていうのを発表をされました。これ北海道から沖縄まで、地区ごとによって、出してるんですけども、有田川町ですね、これ近畿、三重県も含んで、2,227市町村、その区域にあります。和歌山県で、ただ有田川町、これランキングへ入っています。移住したい町っていうことで、15番目に入っています。

それで、こんなん出してくれたら、またこれから来てくれるのかな。

それで、今まで下水道とかですね、これにもやっぱりいろんな8つぐらいの項目があって、いろいろ子育てのしやすい町とか、交通の便とか、治安のええ町とか、医療が充実してあるとか、8つの項目あるんですけども、これに沿って、見てくれてんのやなと思っています。これからもやっぱり人口増っていうのは、少子高齢化を抱えていく中でもですね、特に若い子の人口が増えてほしいっていう思いでいっぱいですんで、これからも若い子が住めるようなまちづくり、またみんなと一緒に進めていきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

今も僕はそういう本や雑誌に載ってるっていうこと、初めて町長から聞いたんですけど、ほんましかし、町長、すばらしいことですね。もうほんまに我々、役場に関係してるもんとしてはよ、これほどうれしいことはないと思います。

しかし、一番さっき冒頭言うたように、これもね、いろいろ批判もありながらそうじゃない何やかんやって町民から大分言われましたけどね、大型投資、これを私はね、なるほど、お金は要ってるけどね、これはやっぱり公共下水も福祉の一環であるんでね、快適生活をするための高い投資ですけどもね、必ず今後これがまたもっともっと実ってくると思います。そういうことで、非常にうれしいことです。

そして、この1番目の交付金のことに関連して、人口とか、いろいろそれをお聞きしましたけども、その件については、一つこれからもっともっと、今も同僚議員がね、雨水対策っていうことを言うてましたね、これらもまちづくりなんですわ。あそこへ行ったら、もうほんまに水もつかることないぞというようなことも、これもやっぱりやっていかないかんのでね、私もこれどんどん、そういう面もこれからやっていってほしいなど、個人的にはそう思っております。この交付金事業については、これで終わります。

続いて、この2番目の手話奉仕員養成研修講座ということでですね、町長は先ほどね、やってるということは、いろいろやってんねんということ、それは私いろいろボランティアとか、いろんな子どもとか、いろいろやってくれてる。それも十分承知しています。

今回ね、ちょっと質問させていただいたんはね、これはね、この研修事業というのは、国が定めた必須項目なのよ。これ実はね、私、有田振興局の保健所へ行って、いろいろ資料もこれ質問するためにもらってきました。それで向こうの担当課の副部長も含めて、担当課らも含めて、いろいろお話をさせていただいたんですけどね、向こうの方もね、県としてね、有田、私ら有田保健所としてね、この有田地方で、この研修講座を開いてくれてないというのは、ちょっと非常に寂しいんやと。どうぞまた町長さんや役場の方にね、言っていただいて、開いてもらえるように言うてくださいという、これ、その事業なんで、一つ、これは必須ということはや、必ずやりなさいよという厚労省の事業でございますので、本来ならね、この有田の中心、有田市がね、先頭になってね、これと歌山7市のうちね、やってないのは有田市だけなんですわ。そんなこと言うたら、よその郡がと怒られるか知らんけどね、本来なら各部の幹部がね、やっちゃって、おまえら、おい、ついてこいよと言うんがほんまなんですけどね、肝腎要の市でやってないのは有田市だけ。そら市やってなかったら、そんなんははたの町らついていかないよっていうことになるんで、そんなことないと思うけども、今後この事業についてはね、うち、町単独だけではね、別に僕は何でもせんなんことない

と思う。人数の関係もあるさけ。それでうちと有田川町と湯浅町と広川町と有田市でまとめてね、どっかで持ち回りでもやっていくとかというようなこととかやってもらったらええと思うんやけども、この件について、一番、担当部長、どう考えていますか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

ただいまの質問ですけども、県補助金を受けての手話奉仕員養成事業について、他の圏域に確認しましたところ、一部の圏域では、圏域で共同で開催を行っています。先ほどありましたとおり、今後、有田圏域でも共同で開催していけるかをこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

もう最後の質問です。今、部長そういうふうに答えていただきましたんで、一つ、必須項目であるんでよ、有田川町もやってくれたなというふうに、一つ行っていく、やってください。

そしてね、これは何よりも、やっぱりね、障害者の方がね、これ、もう私はここでもう人数は発表しませんけどもね、たくさんおるんです。それで県内だけじゃなしね、全国に何十万人の方があって、その方らもね、移動もし、いろいろするんでね、やっぱりそのときはね、やっぱり当事者の身になればね、こういう方が一人でも多くあればね、やっぱりいろんなことでも手助けできるんじゃないかと思っておりますので、一つよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

よろしいですか。

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩したいと思います。

再開は、11時35分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 11時21分

再開 11時35分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順3番 3番（椿原竜二）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、3番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式です。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原竜二でございます。恐らく午前最後の一般質問になります。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私は新型コロナウイルス感染症の対策について、質問をさせていただきます。

まず、小項目1といたしまして、避難所運営について、お伺いいたします。

台風や豪雨など、自然災害への警戒が呼びかけられる季節となっておりま

した。今年には災害の対応だけではなくて、開設する避難所の新型コロナウイルス感染症対策も大変重要であり、感染症対策の備えが急務であると考えております。

大勢の方が避難する避難所で、どのような新型コロナウイルス感染症対策を講じるのか、お伺いいたします。

小項目2といたしまして、コロナ禍における経済対策についてであります。

国では、国民1人当たり10万円を給付するなど、これまでに経験したことのないような新型コロナウイルス感染症の対策事業が行われております。

また、県、町でも、多くの新型コロナ対策が行われておりますけれども、まだまだ先が見えない現状の中、今後も経済対策が必須であると感じております。

そこで、本町の取組について、お伺いいたします。

1点目に、有田川町緊急持続化給付金について、予算編成時の見込みと実績をお伺いいたします。

2点目に、有田川町応援クーポンについて、現時点での消費率など、実績をお伺いいたします。

3点目は、かなや明恵峡温泉についてであります。新型コロナウイルス感染症によるダメージは、全国各地、様々な業種にわたり、大きな影響を及ぼしております。コロナ禍で経営が苦しい中、何とか乗り越えようと頑張っている事業者が多いことは、皆さん御存じのとおりであります。

そこで、本町で経営しているかなや明恵峡温泉では、どのような感染症対策を取り、どのような経営努力を行っているのか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、椿原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

避難所での感染症対策についてでありますけれども、避難者のマスク着用、アルコールによる手指消毒、検温、避難スペースにおけるパーティション等による世帯ごとの分離、健常者と有症状者の振り分けと避難スペースの分離、1時間に10分程度の換気等を考えており、感染症対策に万全を期したいと考えております。

具体的には、福祉保健部長より説明をさせます。

また、感染防止の観点から、避難者数が収容可能人数を上回った場合は、指定避難所以外の公共施設を臨時避難場所として開設し、対応していきたいと思っております。

経済対策では、議員御指摘の緊急持続化給付金につきましては、国の持続化給付金の支給までのつなぎとして、対象期間を今年1月から4月までの間とし、経営が著しく悪化している町内事業者に対して、最大で法人100万円、個人事業者50万円を支給させていただきました。

予算編成時の見込みといたしましては、50%以上の減収者を361件、80%減収者を382件として、2億8,805万円を見込んでおりました。

実績といたしましては、50%減収者は166件、80%減収者は136件となり、合計で302件、支給額は1億245万円となりました。

また、有田川町応援クーポンでありますけれども、8月末現在の換金率は、換金額は1億3,280万3,500円で、50%を超えたところであります。多分これまだ換金に来てないけど、もう店で預かってる分もたくさんあると聞いております。

ただ、今こっちへ来てるのは50%ちょっとということであります。

また、かなや明恵峡温泉の感染症対策につきましては、従業員のマスク着用の徹底と検温、お客様にもマスク着用と検温に協力をお願いし、アルコール消毒液を6か所設置、次亜塩素酸による消毒清掃、フロントスクリーン設置のほか、脱衣場のロッカーを減らして入浴制限を行っているところであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

避難所での感染予防対策についてですが、まずは避難者が到着したときに、マスクを着用しているかを確認、着用されていない場合は、マスクを配布します。

次に、アルコールによる手指の消毒を行ってまいります。受付において、避難所職員による検温の実施、新型コロナウイルス用感染評価シートにより、健常者と有症状者を振り分け、避難スペースについても、健常者と有症状者のスペースを完全に分けます。避難スペースにおいては、健常者スペースは、パーティションを使用し、各世帯ごとに2メートルの距離を確保したいと考えています。有症状者スペースにおいては、世帯ごとに簡易テントを設置することで、感染予防を行います。避難所内では、

1時間に10分程度の換気を行うことや避難所内の人が増える部分、トイレのドアや出入口などについては、定期的にアルコール消毒を行います。避難所で対応に当たる職員については、マスクと手袋の着用、必要に応じ、フェイスシールドや防護服を使用し、感染症対策を行いたいと思います。

また、有症状者の対応については、保健所と連絡を取りながら、保健所の指示に従い、運営したいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。答弁いただきました。

まず、避難所運営のほうからですね、再質問していきたいと思います。

答弁いただいたとおりですね、できる限りの感染症対策を講じていただけるということで、少し安心をしたところでありますけれども、3密を回避しようとする、どうしてもやっぱりスペースの問題とか、そういったところ、課題になってくるのかなというふうに思っております。

そこで、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた場合、避難所の受入れ可能人数っていうのは、どれくらいを見込んでおりますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

避難されてこられる方がお一人で来られるのか、世帯で来られるのか、それによって一概には申し上げられないんですけども、国の指針に基づいて、感染症対策を行った場合、従来の収容可能人数の3分の1から4分の1ぐらいになると想定しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

3分の1から4分の1ぐらいしか受入れができないという答弁でありました。

となればですね、避難所の受入れ可能人数というのがやっぱりオーバーしないのかといった心配がありますけれども、もし仮に、このオーバーしてしまった場合、どのように対策を講じますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

まず、町が指定をしております避難所というのは、福祉避難所を除き、59施設ございます。従来の国の算定収用人数は、計算上、1万2,350人となっております。

一方、南海トラフ巨大地震発生時の有田川町における最大想定避難者数は4,600人となっているところでございます。

また、最近において、風水害で平成30年9月の台風24号時に、一部の地域に避難勧告、その他町内全域において、避難準備、高齢者避難開始を発令して、20か所の避難所へ約230名の方が避難されております。災害の規模にもよるんですけども、国の感染症対策の基準に従い、避難所を開設して、避難者数が収容可能人数を上回った場合は、指定避難所以外の公共施設について、臨時避難所として開設して、対応を行ってまいりたいと考えています。

また、自宅に災害のリスクのない場合や安全な親戚宅や友人宅など、避難場所が確保できる場合には、必ずしも町指定の避難所に避難する必要がなく、避難先の1つとして考えていただくよう、住民の方へ広報等について、周知を行っているところであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

答弁の中でですね、平成30年9月の台風24号、2年前ですね、確かにあのとき台風21号が本当に大きな、ひどい災害になってしまってますね、その後に来た台風24号のときは、町民の方が危機感を持って、多くの方が避難されたっていうのが私も覚えております。あのときの避難やった人数でも、何とかオーバーはしないのかなといったふうに理解をさせていただきました。

答弁の中にあつたですね、指定避難所以外の公共施設も臨時避難所として開設して対応するといったことですが、例えば学校の場合であれば、この学校の教室なんか開放するということもあるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

日頃からですね、庁議とか、コロナ対策の本部会議とかの中でも、やっぱり今スペースが要る、プライバシーも必要や、3密は回避せなあかんっていうところの中で、考えていけば、教室の使用っていうのも考えていかなくちゃならないかなと思ってい

ます。

教育委員会といたしまして、常日頃からですね、校長会の中でも、今の時代、こういう形の中では、教室、クーラーもついてるし、暖房もついてます。その使用をしていただくという話もしてございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

教育委員会からですね、心強い答弁いただきました。ありがとうございます。

次ですね、避難してこられた方、まずマスク確認して、アルコール消毒やって、検温をするということですが、冒頭少し触れてはいただいたんですけども、これ検温してですね、実際、発熱されている方や新型コロナウイルスの感染が疑われる方の対応について、もう少し細かく、詳しく答弁いただけますか。

○議長（森谷信哉）

保健福祉部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

各避難所において、検温及び新型コロナウイルス感染症評価シートにより、有症状者を分離し、避難スペースを必ず分けることにしております。有症状者に対しては、世帯ごとにテントを設置し、感染対策を行います。

なお、地区の集会所等の小規模な避難所で動線がどうしても健常者と分けられない場合は、有症状者の方については、設備の整った避難所のほうへ移動してもらう必要もあると考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

確かにね、移動も必要になってくるのかなと。そのとき、できる限り、この来てくれた方、別の避難所行ってくれというふうな、追い出すようなことはなくてですね、できる限り、行政として、対応できるような方向性、考えていただきたい。そんなふうに思います。

このですね、発熱されている方などの対応のところで、冒頭ですね、保健所の指示に従うっていうふうに答弁もいただいたんですけども、こういう状況の中でですね、やっぱりこの保健所もパンク状態にならないのかなって。保健所の体制であったり、そういったところも心配するところでもあります。

確かに、管轄はですね、県になるとは思うんですけども、この緊急時の対策など、

保健所の対応、対策、体制、こういったところというのはですね、事前に、これ事前にしっかりと協議しておいてほしいということを要望しておきます。

最後に、避難者が、この避難時に持参するもの、持ってくるものなんですけれども、今までの避難グッズのほか、どのようなものを持参するように呼びかけていますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

避難者の方が避難時に持参するものといたしましては、通常に持参する水、食糧等に加えまして、感染症対策用品としてマスク、消毒液、体温計などを持参していただくようお願い、広報等で周知を行っているところであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

できる限りですね、しっかり周知していただいて、できる限り、やっぱりこの避難する方が自分で持ってこれるような体制を作っといていただきたいなと思います。

これで、避難所については、再質問を終わります。

次に、小項目2といたしまして、経済対策なんですけれども、まず初めに、このコロナ禍における経済対策についてということで、有田川町緊急持続化給付金なんですけれども、予算が2億8,805万円に対して、執行額が1億245万円といった答弁をいただきました。

ということは、未執行額が1億8,560万円あると。執行率にすると、大体、約35%ぐらいなのかなと。予算の約35%ぐらいにしか支給ができていないということになります。

この予算編成時の見込みと実際の実績に大きな差があるのが、どのように考えておられますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

椿原議員の質問にお答えします。

これにつきましては、当初、補正予算を編成するに当たって、該当されるすべての方に、予算不足にならないように、対応に遅れることなく、速やかにお支払いができるよう、余裕を持って予算を組ませていただいたところです。事業所等には、対象者の20%、あと農家のほうについても46%から60%と、夏季の減収が大きいということで、そういうふうに挙げておりました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただいたとおりですね、ある程度この余裕を持って、予算組んでいるということで、理解はしております。当時ですね、本当に大変な状況の中で、とにかくスピード感を持って、緊急で給付金制度、対応してくださったっていうのが本当にありがたくてですね、素晴らしい制度、実績だったっていうふうに私も感じておりますし、何より、この国の対応を待ってられないんだと。一日でも早く何とかせなあかんって。そういった意気込みの中で、職員さんの方々が夜遅くまで、また休日も返上しながら、全力で対応して下さってっていうことは、これ本当に感謝の念に堪えないな、そういった思いであります。

しかし、この見込みと実績の大きな差というところを見ると、余裕を持って予算を組んでいるとは思いますが、やっぱりそれだけではないのかなっていうふうに思っています。

というのも、実際、私のところに、全力で努力はしてくださいましたが、やっぱり給付金制度を知らなかったとか、間に合わなかった。また締切り以降に影響が出てきたんだと。そういった多くの声も聞こえてまいりました。

そもそも、目的といたしまして、この緊急のつなぎとして制度が作られたということは、理解しておりますけれども、やっぱりこの税の公平性とかを考えればですね、国や県の持続化給付金が対象になったけれども、有田川町の緊急持続化給付金の支給は受けられなかった。そういった方にも、同等の対応策を行っていくべきじゃないのかな、そのように思っております。未執行額が1億8,560万円あるのであれば、この予算内で、多分振り替えることになると思いますけれども、十分対応できるんじゃないかなと思うんですけれども、見解をお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今おっしゃってくれたように、この事業を実施するに当たっては、対象とする可能性のある事業者に対して、個別に案内をさせていただいたり、郵送させていただいたり、またホームページでも周知しておりました。

また、防災無線を使つての放送や商工会にも協力いただくなど、考えられることは全てしてまいりました。

ただ、その中でもまだ聞いてなかったとか、知らなかったという人はいたということではありますが、それにつきましては、また、今後またその方も含めて、考えて、新たな事業を考えていきたいなどは思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

新たな事業を考えていきたいというふうに答弁いただいたんですけども、ある程度このスピード感を持って、やっぱりやっていかなければいけない中で、どれぐらいをめどに考えていくといった考えはありますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今の事業のほうは2月末に切れるということになりますので、それまでに行けるような格好で、経済対策の検討をして、議会の了解をいただきまして、進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

答弁聞く限り、前向きなのかなというふうに感じました。

続きまして、有田川町応援クーポンについて、再質問させていただきます。

町民や事業者の方から、本当にありがたいと、物すごく好評であります。

そういった中で、有田市では第2弾やりまして、先ほど先輩議員からも、第2弾期待してるぞといった声もありましたけれども、有田市ではですね、フードチケットやプレミアム、これダブルでですね、第2弾の施策が取られました。

私もですね、これ近隣市町村がやっているからやるべきだとか、近隣市町村と競争する必要、そういったものは全くないというふうに考えているんです。

けれども、この今回この有田川町応援クーポンが経済対策として、これ本当に大きな効果をもたらしているってことは確かであります。

本町でも、第2弾を行うことについて、どのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

有田川町の応援クーポンにつきましても、2月末で終わってしまうということになるので、それについては、また新たにできるように検討しながら、同じものとは行かないかもしれませんが、何がしかのクーポンとかを全体的に考えて、やっていきたい

など思っております。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

前向きにね、実現できるというふうに信じて、この再質問を終わります。

次、かなや明恵峡温泉についてであります。

答弁いただいた中でですね、できる限りの感染症対策取られているっていうことは、理解をいたしました。

しかしですね、やっぱりそういった対策がされていることを知らない町民の方もやっぱりたくさんいるのかなと思うんですけども、そういった中で、このSNSの活用なんかもほとんどされていないというふうに感じております。この辺はどのように広報をされておりますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

ホームページを挙げているぐらいになっていますので、御指摘のとおり、町民の方にも来ていただけるように、今後はそういう宣伝等、取組に力を入れていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

これ通告してですね、こうやって打合せやってる中で、昨日ですかね、SNS、インスタグラムで多分ちょこっと触れて、投稿はしてくださってたのかなというふうに思っております。

そういった中でですね、このかなや明恵峡温泉でも、コロナの影響っていうのが受けているっていうことは、重々承知をしておるところであります。

民間の事業者さんはですね、やっぱり生活かかっていますから、生活しなければいけませんから、やっぱりこの自分の商売守るために、こう本当に必死で戦っているということを理解していただきたいなと思っております。

平成31年第1回定例会に、かなや明恵峡温泉の使用料を値上げするといった議案が挙がってまいりました。このとき質問でですね、利用者を減らさないためにどのような策を行っていくのかといった質問をしたところ、この質問に対して、既存のサービスを続けながら新たなサービスを検討するといった答弁をこの議場でいただいております。

しかし、いまだに新たなサービスが見えていない、見えてこない状態であります。
その辺りはどのように考えておられますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

おっしゃるとおり、目に見えて新たなサービスというのは、今のところはないんですが、今月、9月1日より、仕出しを、3,000円以上を注文の方に200円の入浴券の発行を行っています。

また、お風呂とお食事のセットっていうのも、現在考えているところでありまして。
以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

ちょっと厳しいかもしれませんが、正直に申し上げますと、やっぱりちょっと危機感、感じられないのかなど。感じられないと言いますか、今これかなや明恵峡温泉に入ってくださいっている食事処、鈴明さんなんかであれば、本当に新メニュー、どんどん開発していったり、これ限定メニュー、当日限定のメニュー出したりとかですね、売店に季節の物を置いている。この前もブドウとか置かせてくださったんですかね。そういったことも工夫やりながら、この、ほんでまたSNSで情報発信したりとか、物すごい経営努力してくださっているんです。食事処がそうやって頑張ってくださってる中で、それがやっぱり温泉にもつながっているところってあるのかなど思っています。町営ですから、せめてやっぱり町営の温泉施設であるからこそですね、このやっぱり町民の方に愛されると言いますか、町民の方に多く、より多く利用してもらえる温泉施設であるべきだと私は思っております。

町営ではないんですけれども、近隣の二の丸温泉なんかを例にさせていただきますと、4月11日に800円から1,000円に値上げ行いました。この際ですね、有田郡市にお住まいの方を対象として、優待カードっていうのが発行できるようになったんです。この優待カードを持っていれば、この半額の500円で入浴できる制度が、サービス始まりまして、やっぱりこの値上げとセットで、こういったサービスを行っていくっていう方向性と言うか、やられてます。こういうタイミングで、やっぱり新たなサービスを始めないと、なかなか一歩が踏み出せないっていうのが、やっぱり現実としてあると思います。

明恵峡温泉ですね、この新型コロナウイルス感染症の影響が大きい今だからこそ、この際、思い切って、このタイミングで町民に対しての新たなサービスっていうことを始めるべきだと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

新たなサービスの中では、確かに町営の温泉っていうことなんで、今は65歳以上の方を無料にしているんですけども、そこら辺も含めて、町民の方の何かサービスになることを今後考えて、なるべく早く結論つけてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

以前からね、検討、検討と言っていたいて、結果は出てませんけれども、次こそ結果出ること祈っています。

ちょっと時間も時間ですので、最後に町長に答弁いただいて終わりたいと思います。

思い返せば、令和2年4月7日、日本7都府県で緊急事態宣言が発令されました。4月16日には、全47都道府県で、県が緊急事態宣言の対象となりました。当時は、外出自粛要請ということで、こう自粛の日々が続き、経済もストップしてしまう。こう全国民が本当に大変な思いをされました。後に、緊急事態宣言が解除されて、新しい生活様式がスタート。現時点では、自粛ではなくて、ウィズコロナの社会で、新型コロナウイルスとともに生きるって、共存していくっていうことを前提に、この私たちの暮らしの形そのものを変えていこうというところでもあります。もちろん感染防止対策というのは徹底しながらですね、また新型コロナウイルスを、これやっぱり正しく恐れながら、同時に社会経済活動を回復させていかなければなりません。そのためにも、国のガイドラインにも沿いながら、イベント関係など、やっぱりできるものは行っていくって、動かすところは動かしていく。そういった必要性、やっぱりあるんじゃないかなというふうに私は考えております。町長の見解と言いますか、思いをお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

新型コロナ、これも大変なウイルスだと思っています。

ただ、県もですね、ウィズコロナでやんな、やっぱり経済も両立ささんと、ここままやったら、もう経済死んでまうということで、多分、県のほうも、ウィズコロナということで、ある程度の要件を緩和しながら、経済活動に進んでいくだろうなという思いを持っています。

これからもですね、もちろん人命っていうのは一番、まず第一ですんで、このコロナにできるだけ感染しないような対策を取りながら、その中で、いかにして経済を発

展させていこうかというのは、これも大きな課題だと思っています。両立できるような方策をできるだけみんなで探ってですね、やっていきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

やっぱりですね、この全国民が新たなやっぱりチャレンジと言いますか、このやっぱりコロナと闘っていかねばいけないという中で、みんながですね、一緒になって頑張っていければなと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森谷信哉）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時10分から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 12時07分

再開 13時09分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順4番 5番（星田仁志）……………

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君の一般質問を許可します。

星田仁志君の質問は、一問一答形式です。

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、通告どおり、3点でございます。明確な御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の携帯電話の不感地域について、質問をいたします。

この件については、平成30年12月の第4回定例会において、質問をしております。今回、再度質問をさせていただきたいと思っております。

前回は、独り暮らしの高齢者の方が自宅で転倒して2日間、たまたま訪ねてきた弟さんに発見されるまで動けなくなったという事故の説明をいたしました。不感地域に住んでおられる方は非常に不便を感じているので、町としては、不感箇所がなくなるよう、全力で取り組んでほしいとお願いをしたところ、当局からは、順次解消されて

いる。町内の不感地域は9地区、10か所あり、毎年、県へ要望している。民間事業者の採算性もあり、難しい。今後も不感地域の解消に向けて要望していくとの御答弁をいただいております。

その後、1年9か月が経過しておりますが、現在、不感地域が何か所になっているのか。

また、不感地域の解消に向けて、町として、どのように取り組んできたのか、お聞きします。

次に、2点目の鉄道公園の防犯灯について、質問をいたします。

鉄道公園については、以前、木曜日と金曜日の休館日にも遊びに来る人たちがいるので、トイレを開放してほしいとお願いをしたところ、快く開放してくれて、利用者も喜んでいきます。

また、公園内の照明について、今までは点灯されていなかったのですが、公園の北側の町道を散歩される方や利用される方から、暗いと危険なので、せめてポップみちの防犯灯と同じ時刻まで点灯してほしいという要望があったので、早速、担当課へ申し入れたところ、ポップみちの消灯時間の午後10時ぐらいまで点灯してくれるようになり、この件に対しても、非常に喜んでおります。

ところが、公園内は明るくなったのですが、金屋橋までの町道堤防線で鉄道交流館の東側から有田鉄道までの間が暗くて通行に支障が生じております。よく利用される方から、暗いので何とかしてほしいと相談を受けましたので、私も何回か確認に行き、担当課へ、その旨、説明に行きました。担当部長や担当課長が早速確認に行ってくれたのですが、堤防敷なので防犯灯の設置は難しいとのことでした。この道路は利用者も多く、地元区で設置できれば、区長に話をして設置してもらおうのですが、堤防敷ということで、区では設置ができないのであれば、町として、最善の方法を考えてほしいとお願いしていたのですが、設置に向けて、どのように考えてくれたのか、お聞きします。

3点目のきび森の保育所の現状について、質問いたします。

まず、最初に遊具の設置について、質問をしたいと思います。

きび森の保育所は、平成28年度に完成し、豊かな自然の中で、自分で考え、工夫し、伸び伸びと遊べる子どもを育てるという保育方針のもと、保育目標として、自然を生かして遊ぶ。季節を五感で楽しむ。自分で発見する力、考える力、協調性を育むとなっています。

保育所の建設前に、御霊地区区長会に説明会が開催され、完成予想図などを見せてもらったのですが、本当に森の中にぽつんと保育所が建っているような完成予想図で、森の中で虫に刺されながらも、木に登ったり、枝にぶら下がったりして、自然の中で元気にたくましく育っていくんだろうと想像していたのですが、完成してみると、当初とかなり違ったものになっていました。園庭は、傾斜を付けたりして、少しは自然を

意識したものになっていますが、大雨が降ると、傾斜の部分の表土が流れて、地肌がむき出しとなってしまい、危険なので、コーンなどを置いて、その箇所へは入れなくなってしまう。私は、保育室で遊ばすのも否定はしませんが、やはり子供は外で元気に遊ぶのが大事だと思っております。

そこで、外で遊ばすには、以前にも言ったことがあります。きび森の保育所には、遊具が少ないということです。現在、園庭に2連の滑り台と通称ゆらゆら橋があるだけです。

また、体育館の2階に移動用の鉄棒が固定されているそうですが、児童数から考えると、非常に少ない遊具となっています。

なぜ今回この問題を取り上げたかと言いますと、きび森の保育所を卒園し、小学校へ入学すると、ほかの幼稚園や保育所を卒園した子どもに比べて、鉄棒やうんていでかなり差があると、保護者の方や子どもたちに聞きました。ほかの幼稚園や保育所を卒園した子どもは、鉄棒の逆上がりができるも、きび森の保育所を卒園した子どもはなかなかできなかつたり、うんていでもかなり差が出ているとのこと。日頃から鉄棒やうんていなどの遊具になれ親しんでいると、自然と体力の向上にもつながっていくものだと考えております。園庭には、まだ遊具を設置するスペースがあると思いますので、そのことについて、担当課の考えをお聞きします。

次に、生活発表会について、質問をいたします。

現在、森の保育所の生活発表会は、クラス別に遊戯室兼用のランチルームで行っています。私は区長会への説明会の際、図面に遊戯室はなかったもので、遊戯室は必要ではないか、舞台はどうするのかと質問をいたしました。当時の部長からは、遊戯室はランチルームと兼用にします。舞台は移動用の舞台にするとの説明がありました。そのことは、今の部長も出席していたので覚えていると思います。私はどのようなものになるか、想像ができなかつたので、それ以上は質問しなかつたのですが、心配はしておりました。遊戯室兼用のランチルームは狭いので、生活発表会の際、クラス別に保護者の入れ替えがあります。3歳児は2クラス、4歳児も2クラス、5歳児は3クラスです。合計7クラスあり、そのたびに保護者の入れ替えをしております。入れ替えだけでも大変なのに、保育所長はクラスごとに7回もあいさつをしなければなりません。生活発表会の内容は、3歳児から始まるわけですが、まず最初に歌を歌ってリズム遊び、いわゆる合奏があります。合奏が終わると、一旦幕を閉めて、移動用の舞台を下げます。幕があき、最後の寸劇が始まります。寸劇が終わると、幕が閉まり、次のクラスの準備のため、保育士さんが再度、舞台を移動してセットするわけです。クラスごとに繰り返します。これは大変な労力が必要となってきます。隣にきび体育館があります。なぜきび体育館を利用しないのか。舞台もありますし、保護者の入れ替えもせずに、一度に入ります。これは私の考えだけでなく、保護者の声でもありません。このことについて、どのように考えているか、また今後どのように考えていくか、

お聞きします。

これで、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、星田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、町内に、どの会社の携帯電話もつながらない、携帯電話不感地域は、7地区、8か所であります。これはもう前回よりか、2か所改善をされております。

居住地の不感地域の解消に向けて、毎年、県へ要望を行っておりますが、いまだ町内全域の携帯不感地域の解消には至っていないのが現状であります。民間事業者の採算性の問題もあり、非常に難しい面がありますが、今後も不感地域の解消に向けて、県を通じ、要望してまいりたいと思います。

知事も、もうこれ、絶対、不感地域なくすんやっという強い思い持ってますんで、徐々になりますけれども、解消をしてくれるものと思っております。

次に、鉄道公園内の照明につきましては、昨秋、旧金屋口駅ホームの西の端と車庫の西側の2か所に新たに設置し、公園内及び町道を照らすように改善しております。

しかしながら、町道を照らす防犯灯としては、若干明るさが足りないことは把握しております。

ただ、この町道徳田堤防線において、夜間、十分な明るさを確保するためには、道路北側に防犯灯を設置することが最善の策だと考えております。このため、下徳田区から道路占用許可の申請をしていただいて、防犯灯を設置していただくようお願いをしたいと考えております。

3点目の保育所の関係につきましては、教育長より答弁させます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木 茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、星田議員の御質問の中から、教育関係のきび森の保育所の現状について、私から答弁をさせていただきます。

平成28年4月に開所したきび森の保育所は、コンセプトを森と木と人で育てる心と体として、きび中央保育所、御霊保育所、田殿保育所を統合する形で、皆様の御理解と御協力のもと、建設をいたしたところでございます。

保育所は、小学校に入学する準備をするだけのものではなく、幼少期に育むべき心を豊かにすることを大切に、統合を機会に、全保育士に研修も行いました。

同時に、先進的な様々な保育所の視察、研修をいたしました。中でも、園庭を森にしている関西大学の出原教授と赤木教授にも多くの助言をいただき、また開所前の保

護者説明会では、出原先生の講演もいただき、参加いただいた保護者から好評を得たところでございます。

また、西宮キャンパス内にある関西大学聖和幼稚園には、数回に分けて、全保育士を研修に行かせたところでございます。

さて、議員御質問の体力の向上においては、小学校における体力テストを分析しますと、きび森の保育所出身の児童が顕著に劣る結果は見受けられませんでした。

しかしながら、体力の向上は大変重要な事項でありますので、今後とも注視し、その結果によっては、うんてい等の遊具設置も考えていきたいと、そういうふうに思っております。

生活発表会につきましては、広いきび体育館で行うメリットと遊戯室で行うメリットの両方があると思います。子どもたちにとって、よりよい発表会になるよう、保護者とも話し合いながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

それでは、再質問をさせていただきます。

携帯電話の不感地域についてですが、前回質問したときは、9地区、10か所の不感地域があったのが、現在は7地区、8か所になっているとの答弁でした。徐々にはありますが、解消しつつあると思います。

私は、けがをなさった独り暮らしの高齢者の方の弟さんや知り合いの方に話を聞いたのですが、不感地域に住んでおられる方は、切実に不感地域の解消を望んでおります。

先日の台風は、幸いにも直撃はなかったのですが、今後、台風や大雨などで停電になったとき、固定電話は使用できないし、携帯電話も使用できないので、もし何かあっても連絡のしようがないわけです。民間事業者の採算性の問題もあり、難しいとのことですが、それは十分分かりますが、不感地域に住んでおられる方たちの気持ちや思いを酌み取っていただいて、有田川町に不感地域がなくなるよう、県のほうへ強く要望して行っていただきたいと、このように思います。このことについて、町長の意気込みと言うか、思いを聞かせてください。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

居住地域で携帯電話入らんとということになると、本当に不便だと考えるし、いろんな面からですね、大変なことだと思います。

先ほども言うたとおり、県も絶対それはなくすんやっということでもありますんで、

まず一遍、不感地域の住民が住んでられる地域ですね、住民の家に入らないとこ、1回調べて、そのとこについては、もう強力に県に再度お願いをしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

ありがとうございました。

この件については、今後も注視していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、鉄道公園の防犯灯について、再質問をいたします。

先ほどの答弁では、下徳田区で設置しろということですか。それはおかしいですよ。当初、設置場所は、私、鉄道公園の延長だと思って、産業振興部のほうへ相談に行つて、部長や課長が現場を確認してくれた後、産業振興部で設置すると、このように言ったんです。どうして話がこのように変わってきたんですか。この町ですと言うのに、区でせえっていうのは、納得できませんよ、これ。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

公園のとこの一番初めに来られたときにも、うちのほうで場所は適当ではないっていいんですけども、あの高さでやってみるっていいことで、させてもらって、それで、やっぱり結果的には、あの車庫の角のとこ、それからホームのとこ、だけでは、ちょっと無理だっていうことになったんで、もともとあそこのとこつけるっていいことで、つけましたよね。それで、そこでやったけども、やっぱり暗いということであつたんで、結局、鉄道公園のほう側で立てることは無理だということであつたんで、ただ、それと、まだ区長さんとかの話もないので、川側のとこへも設置するというの無理やろしっていいことだったんで、それを建設課のほうで最終確認したところ、堤防側のほうで設置できるっていいことであつたので、こういうふうには回答させていただきました。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

ちょっと今分りにくかつたんですけど、町長とか副町長御存じないと思うんですけども、この件に関して、私、何回も部長と話してます。そのたびに、部長はうちでしますと、設置しますと。

また、補正も考えていきます。そこまで言ってるんです。180度、この区が設置せえって言ふんやったら、話が変わってきてますんで、これはおかしいと違うかと、私は思うんですけども、これ町では絶対にもう設置はしないということですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

下のほうに設置したときに、やっぱり暗いなっていう話だったんで、その後うちですることは難しいっていうことも言わせてもらったと思います。

ほんで、そのほかでまた考えるとなったら、やっぱり堤防側のほうへ行かなければ無理だなっていうことで、それを進めさせていただいたんです。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

私は、部長がもうそっちで設置しますって、もうはっきり言ってくれたんで、そういう前提で、ええ方法を考えてくださいっていうことをお願いしてたんですよ。それが今回こういう話になったら、全然話が違うんですね。これは最初っからもう、途中でいいですけども、もうそれなら区で話してください、設置してくださいって言うんだしたら、私はもう区長に話してますよ。まだほんで、この件に関しては、区長には話しておりません。事後承諾と言うか、もう町が設置してくれた後で、これつけてくれたよという話をしたらいいと思ってるんで、これは区長にも全然この話はしてません。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時31分

再開 13時35分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開します。

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

御質問にお答えします。

従来から町道に関しましては、大きな町道同士の交差点に道路照明として、こう大きい、大きな電球やったんですね、あれをつけるぐらいで、この道筋って言って、防犯灯的なものは設置しておりません。そんな防犯灯みたいなものは、区でつけていただくということになっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

分かります。それはもう区がつけるべきところとか、それは分かってるんですけども、現場を確認した上で、言われたんでね、町が設置しますって。だからこういう質問、再質問したんですよ。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

私の説明が悪かったんかも分かりませんが、鉄道公園側へつける時の話で、その場所をつけるということで動いたんで、それはつけますって言って。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時36分

再開 13時53分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

答弁のほう、よろしく願いいたします。

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

申し訳ございません、時間がかかりまして、申し訳ございません。

今お話させてもらいまして、星田議員言われてた箇所と部長が取られてた箇所とがちょっと食い違いがございました。

それで、いま一度、有田鉄道のホームの前に1か所、これはつけられると思いますので、その間の鉄道のところにつけられるかどうか、もう1か所、ちょっと、これはちょっとまた現地でまた検討させていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

ありがとうございます。

この道路、本当に利用される方が多いですし、これからも日没も早なりますし、クラブ活動で遅くなるという学生さんもよく通ります。この場所には絶対に防犯灯っていうのが必要でありますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、結果、この部分は、もう町がつけます。この部分は区がつけてくださいって言うのであれば、その旨また話していただけたら、また考えますので、よろしくお

願います。

○議長（森谷信哉）

答弁はどうなんです。

星田議員の質問を続行します。

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

すみません、長い間。

3点目のきび森の保育所の現状について、再質問いたします。

まず、遊具の設置についてですけれども、体力テストの分析で、きび森の保育所出身の児童が顕著に劣る結果は見受けられないとの答弁をいただきました。私の説明で、ちょっと説明不足があったのかも分かりませんが、走力や跳躍力などの総合的な体力ではなくて、鉄棒の逆上がりとかうんていで差が出ている。それらの遊具を設置してほしいということです。鉄棒とかうんていで遊んでると、自然と体力の向上にもつながっていくのではないかと。そういうふう考えたわけです。子どもたちに、前に聞いたんですけれども、ほかの幼稚園とか保育所卒園した子は、上手に逆上がりしたり、スムーズにうんていを渡ったりするんが悔しいし、羨ましいんやっという話も、子どもたちから聞きました。

先ほど、今後とも注視しながら、結果によってはうんていなどの遊具の設置、考えていきたいという答弁いただいたので、ぜひ鉄棒も含めた、そういった遊具の設置を考えていただきたいと、このように思います。これはもう結構です。そういう答弁いただいておりますので、結構です。

最後の生活発表会について、再質問したいと思います。

先ほどの答弁で、生活発表会について、広いきび体育館で行うメリットと遊戯室で行うメリットの両方があるという答弁いただいたんですけれども、私はランチルーム兼用の遊戯室のほうがデメリットが多いと。このように思っていますけれども、両方で行うメリットというのは、どのようなものがあるか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

星田議員の御質問にお答えさせていただきます。

遊戯室ですメリットは、デメリットで議員おっしゃるとおりですね、こう7回、舞台装置をこう変えなあかんっていうところにあると思います。

ただし、保育所とこう話しますと、3歳児やって4歳児やって5歳児やってって、こう入れ替えるときに、この子どもたちは何に今まで頑張ってきて、どこに注目して見ていただきたいかっていうことを説明できるって言うんです。それに注目して見ると、

やっぱり映画なんかでも、どこに注目して見るかによって、その作品というのは変わってきますんで、その辺を丁寧に説明できる、その都度説明できるっていうことに、メリットが、1つがあると思います。

もう1つ、デメリットで、体育館でやると、1つ、寒い、時期的に寒いっていうこともありますし、もう1個は、舞台もちょっと高過ぎるっていうこともありますし、その辺を保護者といろいろ協議しながら、子供たちにとっていい発表会にしたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

体育館でしたら寒いっていうことですがけれども、園児が3歳、4歳、5歳児で、何人いてるのかな、百何人いてるんですよ。そしたらその保護者、またその家族とか兄弟とか集まったら、そんなに寒くはないんじゃないかなと思うんですけども、それに防寒対策していったら、十分、体育館でできると思うわけですがけれども、そういうことです。

それから、先日もちょっと保護者の方と、この生活発表会について、話す機会があったんですけども、その方も、やっぱりなぜ体育館でせえへんのやろなっていう方、おっしゃってました。ぜひもう保護者の方と今後、十分話して、どっちのほうがいいか。とにかく、こう見てて、四、五回行ったことあるんですけども、見てて、保育士さんが、この大きな舞台をこう女の保育士さんですよ、片づけたり、また準備したりするっていうのが、これはもう大変やなと思ったんで、この質問させてもらいました。

今後は、保護者の方とどっちがいいんかっていうのを十分話し合っ、決めていってほしいと思います。もう最後にそれだけ聞かせてもらって、私の一般質問終わりたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木 茂君。

○教育長（楠木 茂）

分かりました。1回、保護者の方としっかり協議しまして、所長さんとも協議しまして、決めていきたいなとそういうふうに思います。

○5番（星田仁志）

ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、星田仁志君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 12番（岡 省吾）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、12番、岡 省吾君の一般質問を許可いたします。

岡 省吾君の質問は、一問一答形式です。

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可を得ましたので、これより、12番議員、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、災害により、山林に放置されたままの風倒木の処理についてとコロナ禍における成人式の在り方と成年年齢引下げに関連してということで、数点にわたり、お聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、早速、本題に入らせていただきます。

まず、1点目の災害により山林に放置されたままの風倒木の処理についてということでございます。

今からちょうど2年前、紀伊半島を直撃した超大型台風、そのつめ跡は、有田川町内の各地域に、とてつもなく甚大な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところでございます。

もう二度と、あのような状況、地域が困窮を極める被災は、御免被りたいと切に願うところであります。

現在の気象状況は、地球温暖化の影響が大きく左右しているのか、南方での著しい海面水温の上昇で、台風が発生しやすい環境に加え、日本近海の海面水温も高いことにより、勢力が衰えずに日本に襲来、またそれが例年、大型化していることが一般的見地で憂慮されているところであります。

現在も、2年前の台風による暴風雨で倒された木々が山林にそのままの状態に放置されている現状を見るにつけ、二次災害を防ぐためにも、早期の撤去をと、これまでも幾度と質問なり、要望を重ねてきたところでありますが、なかなか遅々として、処理が進まない状況にあります。

実際に、先般の梅雨時期の豪雨により、五郷地域の川合地区で起こった山肌崩落は、少なくとも放置された風倒木の、その因果関係を感じられずにはいられないところであります。

処理には、当然のことながら、山主さんの御理解や御協力が欠かせないことではありますが、従来森林整備事業を活用して、風倒木の撤去となりますと、どうしても受益者負担が発生して、山主さんも手をつけられないのが現状ではないかと感じるところであります。

しかしながら、住民の生命や財産を守るためにも、このままの状態を放置することは、安心・安全で災害に強いまちづくりを掲げる有田川町の素地を保てないのではないかと私自身、感じるところで、二次災害防止の観点から、この件について、町はどの

ように認識し、今後どのように取り組んでいく考えであるのかを、まずお伺いいたします。

次に、2点目として、コロナ禍における成人式の在り方と成年年齢引下げに関連してお聞きいたします。

新成人の祝いを喜ぶ成人式、申すまでもなく、人生一生のうちで一度の二十歳の門出を祝う成人式は、新成人、また親御さんにとりまして、生涯にわたり、誠に記念に残る式典であります。

今年は、折からのコロナ禍で、例年、年明け早々の成人式開催がどうなるのかが気にかかるところでございまして、まずその点について、お聞きするものでございます。

毎年、成人式を開催するに当たりましては、新成人代表の方々と構成する実行委員会を中心として、種々もろもろの方向性を決めておられるとお聞きしております。

既に実行委員会を開催して、成人式開催の方向性を協議されているやにお聞きしておりますが、来年初旬の成人式をどう執り行う方向であるのかをお教えてください。

続いて、成年年齢引下げに関してであります。

2018年、平成30年6月に、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正法は、2022年、令和4年4月1日から施行されます。

民法改正によるところの成人式の在り方として、18歳成人を対象とした成人式にするのか、はたまた従来どおりの二十歳成人を対象にするのかは、各自治体の方針に委ねられているとお聞きしております。

そこで、当町の成人式として、この先18歳を対象とした成人式に行く行くは移行されるのか、もしくは従来どおりの二十歳成人を対象とした成人式でこれからも進めていかれるのか、その方針をお示しいただきたいと思っております。

また、この成年年齢引下げに関して、18歳の方々には、これまでよりも様々な権利が与えられるとともに、その責任も同時に大きなものになります。

先立って、2016年、平成28年から18歳選挙権が付与され、多くの皆さんが各選挙に1票を投じられておりますが、今後は保護者の承諾を得ずに、各種契約を交わすことができたり、女性の婚姻年齢が法改正によって、現行の16歳から18歳に引き上げられたりと、様々な面で変わっていく現状を踏まえて、高校教育の中では当然、成年年齢引下げに関する学習が組み込まれているものと想像いたしますが、2022年、令和4年の改正法施行に合わせて、まだ施行まで時間がありますけれども、トラブル回避や成人としての真っ当な心構えを持ってもらう意味において、該当する若者に対して、町として、成人のガイドライン的なものを送るようなことは考えておられないのか、それらのことをお聞かせ願ひまして、私のこの壇上での一般質問を終わらせていただきます。

御答弁よろしくお願ひをいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

災害により、山林に放置されたままの風倒木の処理についてでございますけれども、先の21号台風で、非常にこう危険な箇所がたくさんあって、この二次災害の恐れも危惧されております。それで何とか早くやりたいと思っています。

五郷地区におきましては、近日中に地元の区長さん、それから有田川町、有田振興局とで要望箇所の現地調査を行う予定で、ただいま日程調整に入っております。

現時点で、復旧事業の活用が可能な箇所から順次対応を進め、並行して被害箇所の復旧に係る問題解決に向け、関係者一丸となり取り組んでまいります。

復旧に向けての主な課題といたしましては、3つの課題がございます。

1つ目は、森林所有者の特定と意向確認があります。復旧に係る事業化は森林所有者の意向によるところが大きいことから、所有者を特定の上、意向確認が必要となっております。

また、事業によっては、採択要件を満たすために、被害箇所を含む広範囲を保安林に指定する必要があり、合意形成が必要となります。

2つ目は、施工方法及び作業の可否等の検討があります。風倒木伐採は人手によるチェーンソー作業につき、非常に危険を伴うが、急崖で足場が不安定な箇所で見受けられることから、施工方法や作業の可否等について、専門的な検討が必要となっております。

3つ目は、県道通行止めへの協力体制の確立となります。要望箇所のうち、県道上部では伐採作業を行う際、通行者に対する安全対策として、時間帯通行止めが必須条件となることから、県道沿線の全世帯及び関係者等への合意形成が必要となっております。

以上の課題を満たすために、先ほど述べました現地調査を行い、地元区長と課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

現時点でできることといたしましては、保安林指定が必要のない県単独事業の和歌山県森林機能回復緊急間伐事業を利用し、民家上部の危険箇所を解消すべく、森林所有者の承諾書及び地元区、森林所有者、有田川町長の3者での協定書を順次結んでおり、書類がそろい次第、要望書を県に提出しております。

北野川地区、二澤地区は既に要望書を提出しており、来月初旬には測量業務が入札される予定であります。

また、久野原地区、清水丸山地区、彦ヶ瀬地区においては、測量業務の入札が済んでおり、測量業務終了後、伐採業務の入札が行われる運びとなっております。

ほかに、町内の要望箇所といたしましては、栗生地区、二川地区、楠本地区、遠井

地区、宮川地区、久野原地区を予定しており、書類がそろい次第、要望してまいります。

今後とも、地元区の要望に寄り添って、関係機関と連携した対応が行えるよう努めてまいりたいと思います。

成人式の在り方につきましては、教育部のほうから答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木 茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

成人式につきましては、毎年のおおり、新成人から委員を募り、実行委員会を組織して実施したいと考えております。第1回の実行委員会を7月27日に開催しております。

ただし、今年は感染予防の観点から、十分に間隔が取れる、本町では、間隔が取れる広さである吉備中学校の体育館で開催をしたいと、このように考えているところでございます。

成人年齢の引下げに関しましては、議員おっしゃるとおり、平成30年6月13日に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立をいたしました。これは令和4年4月1日から施行されることとなります。

近年、我が国でも、選挙権を持つ年齢が18歳以上とされ、世界的に見ても、18歳を成年年齢としている国が多いことが背景にあるのではないかと推測いたしているところでございます。

しかし、成人式につきましては、具体的な実施方法が法律で明記されているものではなく、国民の祝日に関する法律、祝日法において、規定もありません。参考に、法務省、内閣府、文部科学省で構成する時期や在り方に関する分科会が令和2年3月報告したアンケートの結果によりますと、成人式を実施してほしい年齢については、71.9%の人が二十歳と答えております。

また、仮に18歳で成人式を実施すること、ほとんど大学等への進学あるいは就職に大事な時期と重なることや飲酒や喫煙など、ほとんどすべての年齢制限がなくなる区切りの年齢である二十歳での成人式が望ましいと考えているところでございます。

ちなみに、成人式の実施につきましては、有田地方の教育長会でも、1市3町でばらばらの対応では、合理的ではなく、かえって苦情が出るのではないかと意見もあり、感染対策等を講じた上で、開催することを事前に協議しているところでございます。

また、仮に成人式のガイドライン、議員おっしゃるとおりのガイドラインのことですけれども、ガイドライン的なものを送るような考えはどうかとのことでございます。

けども、国や県の動向を注視しまして、広報や周知を補足する必要があると考えられるようならば、議員おっしゃるとおり、成人のガイドライン的なものをお送りしたいと、そういうふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の山林に放置された風倒木の処理についてという点でございますけども、まず建設環境部長にお伺いいたします。

今年の梅雨で台風級の大雨が降って、遠井の国道沿い、あれは大きな岩が落ちて通行止め、また五郷地域などでは、各所で崩落する災害が発生いたしました。

先ほども申し上げましたけれども、2年前の台風で倒れた木々や当時の暴風で木々の根っこが揺さぶられたことによって起こった山つえでないかと私自身、思うところでございますけれども、町当局として、それらの因果関係をどうとらえているのか、そのあたり、建設環境部長の見解をお聞かせ願えますでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

今、岡議員がおっしゃられたように、今回の崩れたところに関しましては、2年前の台風で木が根ごと倒れていたところに今回の梅雨の豪雨により、水が浸透して、木が根ごと土砂を伴って崩壊して、道路の通行止めに至ったものと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

今、答弁で、因果関係があるという認識を持たれてるということでございます。

これまで、国道や県道沿いの危険な風倒木については、順次、県が、特に電線付近で折れた木で断線のあるような危険地域の恐れのあるところにおいては、倒木処理であったり、立木を伐採してくれたりということをしてきておまして、本当にありがたいことでございますけれども、対象箇所が広範囲にわたることで、県の予算的にもなかなか全部というところまで行かないんだということが言われておるのを聞きしておりますが、しかしながら、計画的を持って、そういう危険なところがないように、今後進めていきたいんだとお聞きをしております。

しかしながら、町民といたしましては、なるべく早くそういうふうな危険なところを、

電線にかかるようなところは切ってほしいとかという声が多くあるわけですが、けれども、防災・減災の観点から、国土強靱化のそういうふうな費用、活用して、そういうふうな除去対応に充てられないのかと個人的に思うわけですが、その辺のあたり、見解はどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

防災・減災、国土強靱化のための、のり面对策は、昨年度あたりから国道424号、国道480号では施工しております。

現在、これを県道、今おっしゃられた下湯川金屋線という県道にも適用できないか、県は現在協議中とのことでございました。

町としましても、ぜひ県道にものり面对策を適用していただけるように要望しているところがございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

本当に、こう県のほうに強く強力に働きかけていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、民家上部の危険箇所の解消については、県単独事業を活用して対応していくという方向性をお聞かせいただいたんですけども、民家がないところの復旧に関しては、いろいろと課題であったり、あるんだということもお話をいただきました。

先般、7月ですか、栗生地区、五郷地区4地区の区長さんの要望活動に同席をさせていただく機会ございまして、町の町長並びに町当局の配慮をいただきまして、県の振興局のほうへ陳情に同席をさせていただいたことがあるんですけども、県の振興局でお話をさせていただいたところ、やっぱり山林復旧に関しては、森林所有者さんの関わりが非常に肝になってくるということでございまして、その中で1つの方法として、保安林の指定というキーワード、これ県の振興局の担当者からお教えいただきました。っていうのは、保安林に指定して、やったら、受益者負担が発生せんとできるやも分からんということでございました。

なかなか保安林の指定について、どういうふうなもんよということは、なかなか分かりづらい部分もあるんですけども、保安林指定の概略について、ごく簡単に結構でございまして、お示しいただきたいと思います。

それと、保安林指定にすることによるメリット、デメリットも併せてお示しいただければと思います。産業振興部長、よろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

保安林というものはどういうものか、メリット、デメリットということですが、山林の水を運んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観で保健休養などの場を提供したりする重要な森林について、保安林に指定して、こういう機能を失わないように、伐採や土地の形質の変更などを制限して、適切に手を加えることによって、期待される森林の働きを維持しようとするものを保安林制度と言います。それを指定されていますと、荒廃農地の地産事業とか森林整備事業とかがやることができます。

しかし、デメリットって言うか、立木伐採などの際については、土地のことについて、山のことについて、都道府県知事の許可が必要となってきます。指定することの要件について、定められている制限の範囲の伐採であれば許可されますので、普通に間伐とかはできます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

ただいま、保安林の指定について、もろもろお聞かせいただきましたが、また僕も詳しくちょっと調べさせていただきますけれども、保安林の目的である水源の涵養、土砂の流出、崩壊の防ぐための目的っていうことが大きなところかなと思うんですけども、メリットとして、やっぱり先ほども言いましたけども、いろいろと事業していく中で、受益者さんの負担が軽減されるということが大きなメリットかなというところでございます。

やっぱりそういう可能性があるということであれば、森林所有者さんも御理解を得て、協力をしていただくことも可能になってくるのかなと思うんですけども、ただ悲しいかな、森林所有者さんが保安林の件について、どこまで御理解をいただいているかというところが今後、肝になってくると思うんです。

そのような情報を所有者さんの方々に広く知っていただくためにも、これから復旧事業を模索していく上で、非常に重要なことだと思いますので、御理解深めていただく意味においても、保安林についての勉強会の類い、関係する皆様にお集まりをいただいて、地域、地域で開催してはどうかと思うんですけども、その点の見解はどうか、お伺いをいたします。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

地元からの要望があれば、勉強会の開催をしていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

もう1点、振興局で伺った話の中で、聞いた話の中ですけども、倒木を搬出してきて、その後の木材の処理にかなり値段がかさむんで、予算がかさむんで、これが大きなネックの1つであるんだというお話もお聞きいたしました。建築材としては、やっぱり倒木で倒れていますので、割れたり、中でひび入ったりして、建築材には到底使えるものではないんですけども、今度、修理川地域で計画をされている木質のバイオマスの燃料にとか、使えるのかなと、素人ながらに考えるんですけども、バイオマス発電の燃料にそういうものを使うということは考えられないのか、その点の御見解よろしくお願いたします。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

工事で搬出された風倒木については、法律上では、産業廃棄物となるために、産業廃棄物の搬入はできないということにバイオマスのほうではなっておりますので、バイオマス発電のほうで処理することは不可能となります。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

今、産廃として処理しなければならないという法の中のことがあるんだということだったと思うんですけども、それも大きな資源であると思うし、やっぱりそういう資源をフルに活用してからこそ、地球に優しいエコの取組だと思うんで、国の方針もそうあると思うんですけども、県にもやっぱり強くそういうふうな思いというのも伝えていただければと思います。

無理なことは無理で、それはもうしゃあないんですけども、やっぱりアクション起こしていくということは大事なかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

国道沿い、県道沿いの山肌の関係につきましては、建設環境部が担当と。山の中腹の木の伐採等については、産業振興部の役割と。こう分かれているという中で、ここはやっぱりね、手を携えて、いろいろな復旧作業をしていく中で、こっちはこっち、あっちはこっちとか、こうなると、なかなかうまく事が進みにくいと思うんで、連携を保ちながら、今後、復旧作業につなげていただければありがたいと思いますので、その旨よろしくお願いを申し上げます。

それから、2点目のコロナ禍における成人式の在り方と成年年齢の引下げに関してということに移らせていただきます。

毎年、成人式には、私も来賓としてお呼びをいただきまして、本当に新成人の晴れの日をともに皆さんとお祝いする機会を与えていただいて、本当にありがたいなど、

このように思っております。

今年の成人式は、コロナ禍で、特に実行委員の皆さんには、いろいろな配慮に大変気を配っておられると想像するところがございます。感染予防の観点から、密集を避けるため、場所も吉備中学校の体育館で開催とのことであります。

また、来賓でお呼びいただければ、喜んで出席をさせていただく気持ちではありますけれども、例年のようにお呼びいただけるのでしょうか。

また、親御さんも会場内で皆さんの晴れの日を同席してお祝いしていただいておりますけれども、親御さんも入った例年のような成人式を考えておられるのか、もし実行委員会でもそこら辺が決まっておれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

岡議員の御質問にお答えいたします。

来賓、まだ具体的には決めておりません。正式に成人になる子どもたちに送る11月ぐらいには決めておきたいなとは思っております。もし来賓をお呼びするとなったら花を添えてください。

それと、親御さん呼ぶのかどうかという話であります。それも親から独立するっていうのも、1つこの式の意味があるのかなとは思うものの、1回目の実行委員会の中には、今の子どもたちは事あるごとに親に見守ってもらえたっていうこともあるので、ちょっと考えていこうかというふうになら、協議してるところであります。

ただ、このコロナ禍でしょっちゅうこう寄って会議っていうのはできないものですので、ちょっと遅れるかも分かりませんが、早い時期にそれも決めていきたいと思っております。

ちなみに、スペース的には、多少は呼べるかなとは思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

また来賓呼んでやりましょうっていうことであれば、喜んで参列させていただきますので、よろしく願いいたします。

成人式の開催の折に、コロナ禍も終息をしていけば、こんなええことはええな、終息していることを心から祈るところでございますけれども、現状と変わらないようであれば、やっぱりコロナ感染症対策をしなければならぬということだと思いますが、成人式会場でクラスター感染が起こらないように、どのような感染防止対策を考えておられるのか。もし、まだ1回目の実行委員会でもそこまで詰まってないと思っておりますけれども、方針が決まっておれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん成人式への案内の中にですね、今こういう状態であるので、常日頃から体調気をつけてくれっていうのはもちろんのことですね、会場にも検温できるシステムでありますとかっていうのを、うちもこの先の臨時議会のときに認めていただいております。そこで買った機械もございますので、それを設置した上で、万全を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

最後にちょっと耳の痛い話をさせていただきますけども、今年の成人式は1月12日、執り行われました。多くの成人の皆さんが会場にお越しでしたけれども、前方のほうでお酒の一升瓶を下げた若者が目に留まりました。やっぱりラッパ飲みをしている若者の姿を見て、非常に残念な気持ちになりました。議員皆様からも多くの指摘を受けたものと思いますけれども、実行委員会の皆さんがすばらしい成人式をしたいなっていうことで一生懸命頑張っている中で、そういう人らがいたら、やっぱり水を差す行為であると、本当に非常に残念に思います。

今年は、とりわけ吉備中学校で開催するという事の中で、校区の中でそういうふうな行為っていうのは、絶対あったらあかんと違うんかと。

それから、喫煙の問題、たばこ、禁煙は絶対徹底しなあかん。やっぱり場所は校区を使うということの配慮っていうのは、やっぱり第一に考えなあかん中で、去年のそういう例を踏まえて、今年は、来年初旬の成人式はどのように考えておられるか。その点をお示しいただきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木 茂君。

○教育長（楠木 茂）

議員御指摘のとおり、去年は非常に私にとりましても残念なことでした。

もう今後このようなことのないようにしたいと思います。

そして、また今度の会場は学校でございます。学校も禁酒、禁煙でございますので、そういうことはもう絶対ございません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

12番、岡 省吾君。

○12番（岡 省吾）

やっぱり記念の成人式なんで、本当にすばらしい成人式になるように、今後とも実行委員会さんとともに協議をして、ええようになるようにしてもらいたいと思います。

最後に、成人のガイドライン的なもん、作ったらどうかということでございますけれども、その施行にはまだしばらく猶予がありますんで、今後いろいろ懸念されるようなことが発生するようなことがあれば、そういうことを注意喚起するようなことを検討されてはどうかと思いますので、今後ぜひ一考、考えていただけたらと思います。

そういうことを申し上げまして、私の一般質問を終わりますけれども、どうかいろいろと種々申し上げましたけれども、よろしく願いを申し上げて、私の質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

答弁はよろしいですか。

以上で、岡 省吾君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 4番（中島詳裕）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、4番、中島詳裕君の一般質問を許可します。

中島詳裕君の質問は、一問一答形式です。

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

議長の許可を得ましたので、4番議員、中島、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に、少し時間をちょうだいいたしまして、お話をさせていただきます。

このたびは、私の不祥事で、町民の皆様を初め、多くの関係者の方々に大変なる御迷惑をおかけいたしました。高いところではございますが、この場をお借りし、心よりおわびを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。これからは、今回の件を深く反省し、初心に戻り、残された任期を精いっぱい努めさせていただきたいと思っておりますので、どうか御理解と今後とも御指導をお願い申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、本題のほうに、質問のほうに入らせていただきます。

今回は、2つの項目について、質問をさせていただきます。

まず、1番目、本町における鳥獣害対策について、お尋ねします。

秋本番に入り、農作物の収穫期を迎えますが、今年は異常気象の影響か、山椒に続き、お米も病害虫でかつてないほどの凶作に見舞われております。

加えて、例年どおり、鳥獣害による被害も大いに心配されます。

これまで、同僚議員からも鳥獣害対策には何回も質問されてきたと思いますが、今回、有田川町鳥獣被害防止計画が本年度に作成されましたので、その計画に関連して、

質問させていただきます。

計画書の内容を拝見しますと、鳥獣の種類別の被害は、平成30年度で3,800万円余り、平成28年度に比べまして、15%増加しているとのことであります。

特に、イノシシ、シカ、アライグマについては、生息数も増えているとの見解であります。計画では、これらの被害額を令和4年度で2,660万円まで減少させる目標を立てておられます。

今後、目標達成に向けて、どのように取り組んでいかれるのか。

また、従来鳥獣害対策事業の内容の再検討も含め、また新年度予算にどのように反映させていくのか、お尋ねいたします。

次に、介護保険事業の現状と今後の取組について、お尋ねします。

新たな公的介護保険制度が平成12年4月にスタートしてから、早20年が経過しました。旧3町の合併に伴い、介護保険料を統一し、その後3年ごとに事業計画の見直しを行い、現在、第7期介護保険事業計画に沿って、平成30年度より取り組んでおられると思いますが、この期間の事業の進捗状況と計画の評価について、お尋ねします。

また、第8期有田川町介護保険事業計画を今年度中に協議し、計画を策定されると思いますが、町長として、次期計画で重点的に取り組むべき課題は何か、お尋ねします。

以上で、第1回目の質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、中島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度鳥獣被害防止計画についてでございますが、平成30年度の被害は、平成28年度被害にウサギ、ヒヨドリによる農作物被害、カモシカによる特用林産物である山椒被害及びサギによる水産被害を追加しているため、15%の増加となっております。

また、イノシシ、アライグマについては、捕獲数が年々増加しており、被害も増加していると判断しております。

ニホンジカによる農作物被害は、春先の新芽の時期と田植直後の苗被害が目立つものの、若干、被害は減っていると判断しております。

防止計画では、3年間で全体被害を3割程度減らす目標数値としており、目標達成に向けて、国費、県単、町単の防護さく設置支援事業を御利用いただくとともに、毎年、各区長さんを通じ、提出していただいております被害届に基づき、猟友会で実施隊を組織し、生息調査並びに駆除活動を最大限活用していく計画であります。

このほか、猟友会の猟銃による捕獲に加え、農業者自身によるわな捕獲も増えつつ

あります。

今後も、生産農家でも取り組んでいただきやすい、はこわなやくくりわな等を活用した捕獲を増進し、さらには地域全体による鳥獣害被害対策に取り組んでいただけるよう、お一人お一人の意識改革や人材育成ができるよう、研修会の開催や啓発活動を行ってまいりたいと思います。

本年度も、国の補助事業を活用しながら、獣害対策に取り組んでおり、来年度においても引き続き、国や県の事業も活用しながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、介護保険事業の現状について、お答えします。

第7期有田川町介護保険事業計画の進捗状況でありますけれども、平成30年度、令和元年度と2か年の決算状況から見ますと、2年とも黒字であり、事業計画で見込んだ給付費用より少し少ない状態で推移しており、計画は順調であると思っております。詳細は後で担当部長より説明をさせたいと思います。

また、今後の方向性につきましては、第8期有田川町介護保険事業計画は、介護保険報酬単価の国からの提示が令和3年2月頃であるため、本年10月からの事業計画策定委員会において、次期介護保険料基準額を含めた必要量を算出してまいりたいと思います。

特に、次期計画へは、住み慣れた地域で歳を取っていても、元気で暮らせるよう、介護予防事業に重点を置いた計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

それでは、介護保険の現状でございますけれども、介護保険事業特別会計の現状について、令和元年度決算額で見ますと、基金積立金に2,000万円を積み立てし、次年度への繰越金9,057万2,649円となっております。元年度末の基金残額は1億9,400万円となっております。第7期有田川町介護保険事業計画では、介護予防サービスに力を入れて実施しています。地域の方がともに支え合う体制づくりのため、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターに事業委託して、各地域で運動教室の立ち上げ、普及を行ってきました。特に自主グループによる、いきいき百歳体操等、町内の87か所で活動されています。

また、新事業として、シルバー人材センターに委託して、家事支援サービス事業も実施してまいりました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁もれはありませんか。

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

それでは、再質問させていただきます。

まず、鳥獣害対策についてでございますが、防止計画に基づき、3年間で被害額を3割減らす目標達成に向けて、国、県、町の防護さくの設置事業を推進、猟友会の協力をいただき、駆除活動にも積極的に取り組む。

また、地域全体で鳥獣害対策に取り組んでいただくように、研修会の開催や啓発活動を行っていくとの答弁をいただきました。

鳥獣害防止対策、目標はやはり捕ること、守ること、そして住民の意識をそちらのほうに向けることだと思っております。そのためにも、しっかりと目標達成に向けて、予算措置も取っていただきたいというふうに思います。

ここからは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、防護さくの設置を奨励するとのお話ですが、既に設置した施設も老朽化し、今後更新するに当たり、経費も多くかかるケースが出てくると思います。防護さく設置補助事業の補助率と補助限度額の見直しは検討できないのか。

また、単年度で事業要望の積み残しは発生していないか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

中島議員の質問にお答えします。

防護さくの設置補助金については、県の事業で、県3分の1、町3分の1の補助を持ったものがあります。

また、町単では、2分の1の補助で、上限が5万円となっております。

それから、防護さくの補助事業の活用をいただいて、年間、平均して240件の申込みと毎年、延長として、60キロほどの設置実績があります。

また、事業実施後に5年以上経過した場合は、施設についても、補修とかも必要になるということで、同事業を再度使用できるようにしております。

獣害の被害を拡大にならないように、注視しながら、補助率も、限度額についても、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

また、毎年ではありませんが、たまに多くの防護さくの設置があった場合、年度末頃には切れていて、農家の方が来てくれるということはありません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

最後のところは何て言ってるか、ちょっと分かりにくかったんですけども、もう一度お願いできますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

すみません。最後の、1年間で全部消化して、その後、残った人、残って、新たに申請したときに、もうないっていうことはないかということで、それについては、毎年ではありませんが、多く皆さんが利用した場合に、年度中に、後から来た人については、来年度に待ってもらおうということも起こっています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

防護さくについては、守るということの中では、一番大事な事かなというふうに思っております。簡易な防護さくをしていたが入られて、今度は永久さくに変えていきたいとかっていう要望も出てくると思います。

従来町単は2分の1で、補助限度額が5万円というふうにお聞きしておりますけども、5万円っていうことは、10万円の総事業費で、そこから向こう15万円要れば結果的には3分の1の補助率というふうになるというふうにもなりますので、予算も関係してきますけども、率は別としてでも限度額をもう少し上に上乗せできるような検討も今後していただきたいと思っております。どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

なるべくは、県単、県と町の事業を使っていただくとしまして、また今後、町単についても検討をしていきたいと考えます。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ぜひ、前向きによろしく願いしときます。

続いて、有害捕獲の許可期間についてですが、ほとんど有害が年間を通じて大半出ている、許可して、有害期間になっているのは承知してるんですけども、本猟期が終わってから、本猟期が終わるということは、一般的には2月15日が、11月1日から翌年の2月15日という猟期の中で、イノシシ、シカについては、有田川町の場合は3月15日まで許可期間になっているというふうに認識しとるわけなんですけども、3月15日から4月1日までの2週間ですけども、この間が休猟期間になっております。

結構いろいろ関係者の人に聞くんですが、この2週間っていうのは、非常に夏場と違い、猟をしやすいいというふうにお聞きしとります。

それで、その間の有害期間として、実施できないのかということではありますが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

以前、有害期間っていうのが10月25日までになって、あと猟期のときは有害を実施していかなかったんですけども、最近はだんだんと有害の実施を、実施時期を延ばしてきてるという状況なので、今、議員おっしゃるとおり、3月末、31日までで、またすぐ4月から新しい年度で始めるということになってしまうんですけども、31日までの有害っていうことで許可を進めていきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございます。3月31日まで延ばしていく方向で検討するということがすね。はい、ありがとうございます。

次に、捕獲報償費なんですけど、捕獲報償費を本年度変えていることについて、ちょっとお尋ねしたいと思えます。どうしてですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

捕獲報償費につきましては、わなの捕獲及び銃による捕獲の報告については、もう前々からなんですけども、いろいろと全国的に紛らわしいということがあるということで、私とこのほうでも、写真の撮り方とか、いろいろ実施してきたところなんですけども、その中で有田川町においても、猟友会の方に集まってもらって、会長さんに集まってもらって、そういうふうな方向で、何かできないかなということで、いろいろと思案してくれた中で、紛らわしい報告の防止っていうことを行うために、報償費を同額にして、銃とわなについては、わなについても免許が必要となるし、取得しやすいこともあるし、農業の方にも広く普及が望めるっていうことで、またその一方では、毎日、見回りや餌やりをしなければならないということであるので、そういうことも考えて、わな猟のほうを、4,000円を増としまして、銃のほうを3,000円とすることにして、1万2,000円という統一の単価とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

部長、答弁はしっかり、ちゃんと分かりやすく答えて、悪いけど。そうせなんだら、質問する人がやっぱりちゃんと聞きたいことをちゃんと答えてくれなんだら、質問す

る中で論点がずれてくるさかいに、そこら辺でしっかりよろしくお願いします。

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

議長、御配慮ありがとうございます。

今の部長の説明では、現行、以前はですね、私が知ってる中では、わな猟は8,000円、銃器による報償費は1万5,000円っていうふうに、有田川町はなったと思うんです。

今回もろもろのそういう紛らわしい報告が全国的にもあり、有田川町もいろいろ協議した結果、1万2,000円に揃えるという今の御答弁だったと思うんですけども、私が質問したいのは、これからさせていただくわけですけども、もうわな猟の報酬単価を上げて、広く農家の人らにも捕ってもらうことを奨励する。このことについては、もうそれで結構なんですけども、銃器で捕獲する分をどうして1万5,000円から1万2,000円に下げたのかと。下げる必要があったのか。

片や、有害駆除を緊急出動してくださいよって、駆除隊を組んで出ていただくのも、犬と銃器の狩猟者になると思うんです。

ですので、やっぱりその辺の思いというものも、配慮も必要ではないかなということで、質問させていただきました。

十分、猟友会の役員さんとも協議した結果ということでございますので、それ以上のことは、私はこの立場で言えることはないんですが、やっぱり協議する中において、提案されたのは、役場のほうからそういう思いを部長が言われたことを提案されて、それで猟友会の人も納得したということだろうというふうに推測するわけですけども、ここはやはりもう少し慎重に考えていただくべきではないかなというふうに思いますので、その点、一度御答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

猟友会の皆さん、役員さんには、納得していただいていたと思っていましたが、今こういうことが今、言っていただいたので、今後も近隣町や県といろいろ報償費について、状況を踏まえながら、負担なく、被害軽減に努めてもらえるように進めていきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

負担軽減につながるとかっていう御答弁は、ちょっと分かりにくいんですけども、要はお金さえあれば、わな猟も銃器で捕るのも同じ報償費にしたいよということであれば、1万5,000円まで上げることが一番理想かなというふうに思うんです。

1万2,000円っていう単価が、いろいろわな猟にも餌づけの餌代とかたくさん要るから、今の、以前の単価よりも上げる。それは納得するんです。

でも、従来のそういう、先ほどから言うように、従来の狩猟行為をされてる銃器での行為について、報償費を下げるという分についての得心が行かないわけです。県の管理捕獲の費用も、聞くところによると、県のほうは、イノシシ、シカについては、1万5,000円、報償費としてカウントしてるというふうにお聞きしたんで、言わせていただいたわけです。

御答弁結構ですので、十分、再度、猟友会の役員さんと協議していただいて、そのことが会員さんに周知できるように、取り計らっていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

それから、集落内の遊休農地が原野化して、イノシシやシカの巣窟になっているケースがあります。

狩猟する際にも、支障をきたしてるということであるんですが、そういうことも含めてですね、中山間の直接支払い制度、これは本当にこう地域の共同取組という部分では、非常に貴重な原資だと思うんですが、そういう制度を利用して、より積極的にそういう取組をしていただけるようにと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

もう実際、今でもまた中山間の事業を使って、活動していつてくれる人は、集落は大分あるんですが、今後またそちらのほうでもっとやってもらうように増やしていきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。よろしくお願ひしときます。

それと、以前、有害鳥獣のパトロール隊員があったと思うんですけども、そういうのをまた再度復活するようなお考えはないでしょうか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

パトロールにつきましては、平成30年度より活動を中止しております。それに代わってということなんですけども、各分会のほうで何か町なかとか畑のフェンスの中とかに出没したときには、猟友会の方に来ていただいて、それを捕ってもらうっていうふうな事業を新しく進めています。緊急実施隊についても組織して、捕獲をしていただくことになっております。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ちょっと、私の言いたいこととちょっとずれるんかなって言うふうには思ってるんですけど、いざと言うときには、猟友会通じて、駆除隊も迅速に派遣していただけるような体制ができてると言うことですが、やっぱり日頃から、要するに鳥獣害の被害の状況を把握するという意味での巡回パトロール、また農家の人らにも気軽に声をかけて、指導と言うか、助言もしていただけるような形の人があれば、なお迅速に、そういう駆除隊の送り込みもできるんじゃないかというふうには思うんです。

ですので、棚田地域振興法の中でも、そういう有害駆除のためのそういう人材の支援っていうのも入ってると思うんで、いろんなことをこう駆使して、予防の分、予防って言うんですかね、防止の分で考えていただきたいというふうには思います。

それと、最後の質問させていただきます。

最近、熊の出没が非常に多い。去年の12月にも、押手地区でけがをされた町民の方もおります。クマが出たぞってなると、その周辺の人、夜、外出なんかについても、非常に不安になることは、言うまでもありません。ときには、けがしたよっていうことになれば、殺傷も視野に行動をしなければならぬと思っておりますが、今のところ、そうした対策と言うんですか、そうした初期行動の計画なんかも準備しておく必要がもうあるんじゃないかなというふうには思うんですが、その点いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員おっしゃるとおり、最近熊の出没がすごく多くなっていますので、詳細なマニュアルっていうのが必要になってくるし、対応していくためにも、警察、県、うちもそうですけども、町とそれについての対策していくという会議、対応会議を今月14日にも開いて、そこら辺でいろいろな計画、また対応の仕方を進めていこうとしているところでございます。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

14日の日に、そういう会議をされるということは、非常に結構だと思いますので、十分その点も含めて、御協議よろしくお願ひいたします。

今回質問させていただく中で、この防止計画、本当にこう県下30市町村全部、防止計画を立てているそうでございます。着実に実行していくためには、1番は、やっぱり予算の確保だと思います。いろいろと担当課、担当部長にお話を伺っていると、どうしても限られた予算の中でというふうな印象を持たざるを得ません。

知事も以前テレビのほうで言うておりましたが、鳥獣害対策に本腰を入れるんだと。そのために予算も従来予算枠を大きく増やして今、対応しているところだと。

現に、県のほうでは、率先して管理捕獲で毎年1万7,000頭のイノシシ、シカを捕獲する計画を立てていると思います。

町も、この計画を立てたのを機にですね、本腰を入れて、予算措置も含めて、しっかりと確保していただきたいと思うんですが、町長、その辺いかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん鳥獣被害が非常に増えてるっていうことも認識してますし、それはもう捕ってもらわなあかん、もう予算内だけで、もうこれでやめっていうようなこと、言ったことありません。ようさん捕ってくればですね、毎年補正を組んで払っています。それで予算ないさけ、捕らんのやっていうことは絶対ありませんので、しっかりとまたこれからもみんなに捕っていただきたいなと思っています。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございます。よろしく願いしときます。

続いて、介護保険のお話させていただきます。

先ほどの御答弁では、今期は決算状況からして、約2,000万円の黒字で推移しており、計画は順調との答弁をいただきました。

また、今期に引き続き、次期計画でも、介護予防事業に重点を置いて取り組むとのことであります。高齢者の生きがい対策も含め、事業の充実に期待をさせていただきます。

そこで、これからちょっと再質問をさせていただきます。

全国的に、2025年に団塊の世代が75歳を迎え、介護の必要量が逼迫してくると言われていますが、当町の現状はどうなっていますか。

また、介護保険料基準額6,200円についてですが、当初の第1期の2,775円から約2.2倍になっています。第8期計画に向けて、今後の見込みはどうですか。担当部長にお聞きします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

第7期事業計画で見込んでおりました第1号被保険者ですが、計画では、平成32年には8,338人となっています。

令和2年4月末時点の第1号被保険者数は、8,393人と、ほぼ見込みどおりで

あり、団塊の世代の人数についても、横ばい状態で推移するものと見込んでおります。

また、介護保険料については、各期ごとに必要サービス料を算出し、保険料を算定しています。第7期事業計画では、特に介護医療員のサービス費用を見込んでいましたが、現状では、管内の介護医療員への転換等を行われていないため、次期計画で介護サービス単価の急激な変動はないと仮定した場合は、現状維持等で見込めるものと想定しています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

団塊の世代も含めて、第1号被保険者数は、今後も横ばいで推移するとの見込みですが、介護認定者数も同じような見込みですか。大きな変動がなければ、保険料も現状維持で行けるとの見解ですが、有田川町になってからでも保険料は2倍になっています。町民の方は、いつかは自分も利用するときが来るとの思いから、支払っていただいていると思いますが、将来的に保険料を上げざるを得なくなったとき、幾らぐらいを保険料の限度と考えますか。公費の投入も含めて、お答えください。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

介護保険の認定者数ですけれども、令和2年4月末で要支援1、2が514人、要介護1から5が1,190人と、第7期事業計画で見込んだ数字とほぼ誤差はない状態で推移しており、今後も大きな変動はないものと考えております。

また、介護保険料については、現在、和歌山県下では、基準額の月額最低が5,200円、最高月額が7,800円で、県下平均が6,538円となっております。有田川町の月額6,200円は、県下で低いほうから11番目となっております。これからの介護保険施策やこれに伴う総給付費の変動との兼ね合いもありますが、現状、今後も現状程度は維持していきたいと考えております。

また、公費の投入については、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。現状維持で行けるという見込みだということですので、このことについては、それでよろしくお願ひしたいと思ひます。大きく上がるようであれば、また私、言ひましたような公費の投入ということも検討になろうかと思ひますが、今現時点では、そういうことだということに理解させていただきました。

続いて、身近な問題なんですけど、私が暮らしている清水地域は人口減少が非常に進み、限界集落となる地区が多数となってきました。地域の支え合いについても限界があり、今後、住み慣れた地域で歳を取っていても元気で暮らせるよう、介護予防事業に取り組むためにも、行政による地域支援がより必要な状態です。

そこで、清水地域での町としての包括支援センターを中心とした介護予防事業の展開について、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

清水地域につきましては、高齢者を支える若い世代の人口の減少が著しく、高齢化率は年々上昇しております。町の包括支援センターでは、介護予防事業として、各地域において、自主グループによるシニアエクササイズやいきいき百歳体操を立ち上げを行い、健康維持の普及を行っています。

しかし、地区によっては、自主グループの立ち上げ自体が困難なところもあります。介護予防の新たなプランを検討していく必要が今回あると思っています。今年10月より、旧安諦中学校校舎を利用した新しいタイプの緩和型通所デイサービスを行っていただける事業者と事業委託契約を行う予定です。今後は、この事業者とも、より連携し、町社会福祉協議会とも一層の連携を図り、地域福祉事業を合わせた展開を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

どうもありがとうございました。安諦地区で新しいタイプの通所デイサービスが始まるということでもあります。結構なことだと思っております。今後、地域への広まりを期待するわけなんですけど、現在、現状では、清水地域で介護予防事業を実施しようとするれば、一番の課題は、やっぱり移動手段だと思います。移動手段をいかに確保するかということでもありますので、社会福祉協議会が行っております地域福祉との絡めてですね、ぜひとも必要な予算を確保していただけるように努めていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

答弁はよろしいですか。

以上で、中島詳裕君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時25分から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
休憩 15時12分

再開 15時25分
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順7番 9番（林 宣男）……………

○議長（森谷信哉）

9番、林 宣男君の一般質問を許可します。

林 宣男君の質問は、一問一答形式です。

9番、林 宣男君。

○9番（林 宣男君）

議長の許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、河川の現状と整備計画について、お尋ねをいたします。

台風シーズンに入り、本県もその影響を大きく受ける位置にあります。有田川町を流れる3本の二級河川、特に本日は鳥尾川について、まずお聞きをいたします。

最近、鳥尾川に接続する周辺で、住宅が複数できているため、雨水が浸透しにくく、一時的に大量の水となって河川に流れ込むため、鳥尾川の水位が急激に増加する状況が見受けられます。この20日ほど前に、昼どきに突然、大雨が降り、1時間に約40ミリの雨が降ったと言われていますが、それで天満川はもうあと1メートルぐらいで氾濫するような状況でした。そのときに鳥尾川を見ますと、鳥尾川はまだ半分ぐらいでしたけども、この状況について、どこまで把握しておられるのか。

また、どのような対策を考えておられるのか、お聞きをいたします。

そして、堤防の強化等について、お聞きいたします。

鳥尾川の右岸、田殿方面ですけども、上中島の親田橋から上流の約250メートルの間の堤防は、昭和28年の大水害後に構築されたと聞いております。当時から完璧な堤防ではなく、ある意味、応急処置的に造られたと聞いております。年月の経過により、傷みがひどく、危険な状態となっているように思います。今後、整備強化をしていただくように、県に対して強力をお願いしていただきたいと思います。

次に、2番目として、老人クラブのことでお伺いいたします。

日本の高齢者人口の割合は、世界一であると言われております。その中で、和歌山県は全国9位の32%、有田川町は31.6%と、いずれも超高齢社会となっております。

さらに、2045年推計では、全国が36.8%、和歌山県が39.8%、有田川町が37.6%と、高齢者の増加が予測されています。

また、日本の平均寿命は世界のトップレベルにあり、人生100年時代を見据えた

政策の検討も始まっています。

こうした超高齢社会にあって、老人クラブはスポーツ、健康体操、趣味の会、社会奉仕活動などにより、高齢者の生きがいつくり、寝たきり防止、ボケ防止など、有意義な余生を創設するための不可欠な団体であると認識しているところです。

しかしながら、近年、町内における老人クラブの解散が目立って増えております。その原因の1つに、毎年8種類もの提出書類を作成する事務作業の煩わしさ、補助金関係に関する会計事務の煩わしさなどが高齢者にとって重荷となり、事務経験者やパソコン経験者がいないクラブでは、脱退せざるを得なくなっています。こうした事情で、老人クラブ連合会から脱退すると、当該地区の高齢者は老人クラブ連合会が主催するグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、演芸大会に参加したくても参加できません。

また、非常に有利な保険、老人だけ入れる保険があるんですけども、これも老人クラブに所属していなければ入れないという状況になります。今後さらなる高齢化が進むと推定される中、8,000人以上の町内の高齢者の福祉を増進し、健康寿命を延ばすには、健康、友愛、奉仕を活動目的とした自主的な組織である地区老人クラブを育成、支援することが重要と考えています。このため、地区老人クラブの運営が高齢者の負担とならないよう、複雑な事務や補助金の適用について、簡素化、簡略化すべきと考えます。どうかよろしく願いいたします。

第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、林議員の質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、近年の気象動向というのは、非常に雨、風、とつぴに降るときがございます。

また、住宅化が進んでいる地域においては従来、田畑であったところに建物やアスファルトで覆われ、浸透される能力が低下したことなどにより、短時間に大量の雨水が河川に流出しやすくなっている状況であります。

御質問の鳥尾川の整備状況につきましては、流下能力向上対策として、県により、堆積土砂の撤去や河川内の樹木等の伐採を随時実施していただいておりますが、今年度の予定といたしましては、延長180メートルの区間で実施し、720立方メートルの土砂を撤去する計画となっております。

町といたしましても、このような台風や集中豪雨による被害をできるだけ軽減するためにも、河川の状況を注視しながら、適切な維持管理をしていただけるように、引き続き県に対して要望してまいりたいと思います。

ほんまに鳥尾川っていうのは、割に奥がないのに急に増水します。これも今までのな

かったんで、やっぱり住宅増えてきた関係だと思いますけれども、非常に危険水域に達するんが早いという感じ、私もしてます。この川、決壊すればですね、今、結構田殿、田んぼ、昔のそこへも家が建ってきてますんで、大災害になることが予想されておまして、県には毎年ですね、できるだけ土砂を撤去してくれっていう要望は行っております。今年はちょっと上流部のほうで土砂を撤去してくれる予定になっておりますんで、それと同時に、下のほうのこの鉄打った上が土羽になったところ、あそこも県にちょっとセメント貼ってくれんかということで、今、建設課のほうから要望を出していますんで、できるだけ早い時期にしゅんせつと、そういうことをやっていただきたいと思っています。

それから、2点目の各地区老人クラブへの町補助金についてでありますけれども、有田川町には現在、単位老人クラブ65団体あり、活動を行っていただいております。

単位老人クラブへの補助金として、各クラブより申請をいただき、補助金を交付しております。

各種団体への町補助金の書類様式につきましては、有田川町補助金交付規則により規定されておまして、現状では簡素化することはできません。御理解を願いたいと思います。

なお、今後御指摘の書類作成作業については、過度な御負担にならないよう、分かりやすい作成方法の説明等の対応をしてみたいと思います。

この補助金はですね、町だけではなくて、県からもいただけてます。それでやっぱり県からの指導って言うか、要綱にのっとってやっていかんと、補助金、県の補助金カットされるということで、それでいろんな負担にならないように、社会福祉協議会で事務局持たせていただいていますんで、またそこへ御相談いただけたら、できるだけ簡素にやる方法、あるいは書類の作成のお手伝いをさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁もれはありませんか。

9番、林 宣男君。

○9番（林 宣男）

再質問させていただきます。

実はですね、先ほど藤並地区は非常に住宅とか増えてええっていうこと、佐々木議員からおっしゃってましたけど、藤並地区とか御霊地区は、人口は非常に増加してますが、田殿地区はちょっと逆に減ってるように思うんですよ、児童も。それも1つ、この、やっぱりこの水が怖いとか、大水が増したらすぐあれが出て、逃げろと。避難勧告が出て、また田殿田んぼの地価が下がるとか、そんな状況になってますんで、できるだけこっちの、まず鳥尾川の堤防っていうのも大事やと思いますんで、実はこっ

ちの右岸のほうの堤防は、もうがらがらで、こっちの左岸はまだ車通ったり、舗装きちっとしたりで強いんですけども、右岸のほうがもう何にも、もう草が伸び放題で、実は昔、昭和40年頃、国道、今の国道が42号線ついたときに、保田地区とこっちの下中島、こっちの反対側の地区が物すごい争うたでしたやろ、国道のつけ合いで。国道ついたほうが堤防が強くなる。ほんで向こうへつくことに物すごいこちらが反対したりして、ほんで一緒に舗装しようかということ、したということをお聞きしているんですけども、そんなことで、こっちもきちっと舗装して、車が通れるようにしていただいたら、ある程度、堤防強化につながるかなと思いますし、ほんでちょっと目視で、目で見たら、鳥尾川の川底がちょうどあの辺の角の屋根の1階部分ぐらいまで上がってるように思うんですよ。ほんで、そんなことで非常に危険やと思いますんで、早急に、強力に、一つお願いしてほしいと、2年ぐらい前やった、堀江議員もちょっと質問された天満川、あそこも岩本の時計屋さんから南のほうは物すごい草で、その草刈るだけでも大分違うと思いますんで、いろいろ、3本とも川がいろいろ。それでうちの有田川環境センターのちょっと向こうのほうは、もう山みたいなことになって、イノシシが出てくるっていうような、そんな川ないと思いますんで、これは町のあれじゃないと思いますけど、強力に一つよろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

鳥尾川につきましては、議員もさっきおっしゃられたように、町長も答弁にあったんですけども、このブロック積みの上の土羽の部分が昔の川の砂利で盛られているような状態で、水位が上がったときに裏側へ浸透するよというような状態になっております。そのために、昨年度より、県の単独事業で、この部分、コンクリート貼ったり、ブロック張りをしてもらえないかと要望をしておるところですけども、残念ながら、今年度は事業化されなかったんですけども、引き続き強く県に要望していきたいと考えております。

天満川に関しましては、確かに草木が生い茂っているところがありますので、またそれも県のほうへ引き続き、県のほうへの伐採を要望していきたいと考えております。

有田川につきましては、先ほどもちょっと答弁したんですけども、改修については、有田川河川整備計画に沿って、有田市側から順次改修しているところがございます。この事業によって、河川内の土砂撤去でありますとか、河川の断面が狭いところの改修というのは進むと考えております。

また、防災減災国土強靱化による堆積土砂の撤去、河川内の樹木等の伐採を今年度も7か所、町内で進めてまいると聞いておりますので、引き続き施行していただけるように、また要望してまいります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

9番、林 宣男君。

○9番（林 宣男）

できるだけ早く、本当に危ないことやと思いますんで、鳥尾川、特に危ないと思いますんで、よろしく願いいたします。

それとですね、老人クラブのことについて、私も小島地区の老人クラブの役をやらせてもうてますんで、今、町長、現在は65団体、町内であるっておっしゃられたけど、10年前ぐらいは何団体あったんでしょうか。前久保部長、ちょっとお願いします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

単位老人クラブ数と会員数の推移でございますが、10年前の平成22年度は、吉備地区で単位クラブが28、会員数が2,173人。金屋地区で単位クラブが33、会員数1,875人。清水地区で単位クラブ数25、会員数1,607人。合計で単位クラブ数86、会員数5,655人です。令和2年4月現在で、吉備地区では単位クラブ数23、会員数1,313人。金屋地区、単位クラブ数21、会員数1,120人。清水地区、単位クラブ数21、会員数1,034人。合計で単位クラブ数65、会員数3,467人となっております。約10年間で単位クラブ数で21クラブ減と会員数で2,188人の減少となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

9番、林 宣男君。

○9番（林 宣男）

老人、年寄りが増えてるのに、老人クラブが減ってるというのは変な反比例やと思いますんで、うちはパソコンとかね、そんなんに精通したの、林君というのは、一生懸命やってくれますんで、簡単にいろいろやってくれるんですけども、ただ、この事業は弁当出したら駄目やとか、ちょっと1杯飲んだらあかんとか、そんな縛りが物すごいありますんで、もうちょっと簡単に、簡素化して補助金を出してもらえる、補助金欲しくて言うてるんじゃないと、やる、この資料が難しいんで、こんなんやったらわいらもうようせんよってというようなことで、やめていく団体が非常に多いものですから、ちょっとその辺これからしっかりと頑張って考えていただきたいと思います。もう答弁結構ですが、お願いします。

以上で、ちょっと時間も今度、片畑進之さんがやりますんで、終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、林 宣男君の一般質問を終わります。

……………通告順 8 番 6 番（片畑進之）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、6 番、片畑進之君の一般質問を許可します。

片畑進之君の質問は、一問一答形式です。

6 番、片畑進之君。

○6 番（片畑進之君）

皆さん、こんにちは。もう今日になるか、明日になるかって、もうこんなになりながら。ちょっと今日はそれで、皆さん、こんにちはってここへ書いとるさい、ちょっと言うときます。片畑進之でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

長期化する新型コロナウイルスの感染防止対策を 3 点ばかり、質問させていただきます。

まず、第 1 に、本年初めより発生した新型コロナウイルス感染症の本町における現状と拡大防止策ですが、まず町民の皆様の感染防止の啓発活動はどうなっているのか。

また、町職員の勤務時や、また勤務外、自宅へ帰ったときの感染防止の対策は取られているのか。

また、町民の大切な生命を預かる業務の消防隊員の救助出動時の隊員や搬送患者の感染防止対策は適切になされているのかということで、第 1 点でございます。

第 2 点は、教育関係で、保育所の保育時や小・中学生の授業や様々な行事における感染防止対策の現状と今後も続くことであろうコロナ禍に対して、感染防止対策を講じながら実行できるように計画していったらどうかということでございます。運動会、そして遠足、修学旅行、卒業式、入学式などは、子どもたちや父兄の皆様方にとっては、一生忘れられない思い出であると思っております。万全の感染防止対策の計画を立案していただいて、執り行うことを検討していただければどうでしょうか。

第 3 点目でございます。住民の福祉関係で、高齢者や乳幼児、子どもたちの集会や介護施設などでクラスター感染の予防対策の現状と今後の防止対策は。

また、町主催の各種行事やスポーツ大会の中止は、社会生活を閉塞化してしまいます。長期化するコロナ禍、注意、共存して、安全な各種行事とスポーツ大会、敬老会、成人式など、感染予防対策を強化して、3 密対策で人数制限や分散開催などを検討して執り行っていただければどうですか。特に成人式は本人にとって、本人や家族、親、兄弟にとっては、一生の忘れられない晴れの日と思っております。この平和の時代にコロナのために中止することのないように、節にお願い申し上げます。

これで、第 1 回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、片畑議員の質問にお答えをしたいと思います。

町民や町関係者の感染症対策の現状と町民への感染対策の啓発状況についてでありますけれども、町内では、感染が小康状態となっておりますけれども、今後も感染拡大防止に万全を期すことが大事であると思います。

町民の皆様方には、国からも示されています、新しい生活様式を実践していただき、感染防止に努めていきたいと考えております。

また、啓発については、町広報紙、ホームページ等で実施しておりますけれども、今後も県の動向などにより、更新し、啓発をしてまいりたいと思います。

次に、町職員の勤務時や勤務外の感染症対策についてでありますけれども、窓口業務については、パネル設置、カウンターの消毒等により、感染防止対策を実施しています。職員には、新しい生活様式の実践、県が発出している県民の皆様のお願いをもとに、引き続き気を緩めることなく、感染予防対策を実施するように周知しております。

職員については、できるだけ固まって飲みに行かないようにというメールを今、発信しております。もうこんななってきたら、先ほどおっしゃったように、やっぱりウィズコロナ、経済とともに進んでいくということで、これもいつかはですね、ある程度緩和せなあかんのかなって考えていますけれども、職員については、まだそういうことで、県の指針、国の指針に従って行動してくれということで、大きな会とか、みんなで飲むということには、控えさせております。

消防職員の救急業務時の感染対策については、消防長から答弁をさせたいと思います。

それから、保育所の保育や小学校、中学校の授業については、手洗い消毒、換気等感染予防対策をしながら行っています。

議員御質問の子どもたちにとって一生の思い出となる各行事については、例年どおりとは行きませんが、それぞれの学校が創意工夫しながら、運動会に代わる体育行事や遠足、社会見学などの感染症対策を実施しながら、実施していく予定であります。

また、今のところ、修学旅行につきましても、県内で1泊を基本に実施する予定であります。

町内の介護施設等でも、感染予防対策を万全に講じて業務を行っていますが、県からの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受け、一層の感染対策が講じられます。

次に、3点目、今後の各種行事の開催については、新しい生活スタイルに合わせた計画のもと、3密に注意し、施設の使用人数制限に合った行事計画にて行ってまいりたいと考えております。

成人式につきましても、先ほど詳しく教育長のほうから答弁させていただきました

ので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

補足説明はありませんか。

消防長、中碓 準君。

○消防長（中碓 準）

それでは、片畑議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

消防職員の救急業務時の対策についてでございますが、総務省消防庁通知であります新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関における対応について、感染症の患者の移送手引き、救急隊の感染防止対策マニュアルなどに準じて、対策を行っております。

具体的には、119番通報時に、発熱や呼吸器症状、感染患者及び濃厚接触者等との接触、和歌山県外への往来等に関する情報を聞くとともに、救急隊の現場判断により、少しでも感染の疑いのある場合には、隊員はN95マスク、密閉型ゴーグル、感染防止着上下、プラスチック手袋を装備し、移送患者にはサージカルマスクを着用していただき、移送することとしております。

また、帰署後は、救急車及び資器材を消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウムで消毒するとともに、救急車内をオゾンガスで消毒し、また隊員の手洗い等、感染症対策の徹底を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足はありませんか。

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之君）

丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。

町民、この町民の人や町職員の人、もし感染したとして、治療費、治療入院費、費用、費用って病院とか、ああいう。そういうんは個人持ちか、それとも町のほうで持っていたか、そういうコロナにかかったらがいなことお金要るんやてっていうような人も中にはいたんで。

それと、町職員の方で、もし、もしも感染するとしたらですよ、お休み取らんなんので、それは言うたら、公務の場合やったら町のほうでっていうんで、一般家庭で感染した場合はどうなるかっていうんもちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

コロナ感染症の感染が判断したときの入院措置ですけども、これは県でやってる事

業なんですけども、全部一応、公費負担で賄いますんで、自己負担はゼロとなっております。これはもう役場職員、一般の町民の方、関係なしに、その制度でやらせてもらっております。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

町職員が感染した場合の休暇のことなんですけども、公務、公務外にかかわらず、特別休暇扱いとなります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之君）

次に、保育園児の保育時の感染対策ということなんですけども、もしも保育所で接触してかかったりした対処、もし万が一ですよ。

それと、小・中学生の送迎バスですね、幾つもコースがあってするけど、そのときに安全な感染対策を取られているかっていうことなんですよ。

それで、卒業式や入学式をぜひやっていただきたいって、さっきから思っ、ほかの人言うたか、そういう場合に来賓の人、多分、父兄の人、そういう人に感染防止のこの対策ですか、そういうのをあらかじめ取って、来賓してくれるかっていうことなんですけれども。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

入学式とか卒業式につきましては、今年もコロナ禍において行ったわけです。

また、それからコロナと上手につき合っていかなあかん状態に今なっていますので、その辺も考慮しながら、来賓呼べるのかどうかというのは、ちょっと考えさせてください。

そして、保育所でもし感染が出たときというのは、やはりちょっと保育所を閉めさせていただいて、消毒して、また保健所の指示も仰ぎながら、再開、早期に再開するっていう措置を取らせていただきたいと思います。

そして、スクールバスのことです。スクールバスにつきましては、文部科学省のマニュアルには、マスクをしたり、家庭での検温して、もちろん。それと取っ手の消毒でありますとか、車内の消毒しなさい。それと過密乗車を避けなさい。金屋地域が一番過密なところが、15人乗りのバスに9人乗ってる。約60%。そして清水の路線では、25人乗りのバスに13人乗ってるっていうところであるので、過密とは言えないかなと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之君）

小学校、保育所、そういうところは子どもであって、僕らも高齢者なんだけど、できるだけそういう対策をきちっと取っていただきたいと思います。

それで、最後に成人式のことなんですけども、岡議員がちゃんと説明受けてもらいましたんで、4年後に今度18歳の何が成人になるということで、いきなり18歳、19歳、二十歳と成人式、いきなりその年にされたら、人数も多なるし、呉服屋さんの肩持つわけやないけど、振袖が到底足らんようになってしまうっていうことで、将来的には成人式はもう二十歳っていうことを、できたら決めていただいて、実施していただいたら、うれしいと思うんやけども。

感染対策の来年度に実践されてる感染対策等いろいろ考えて、場所も考えてやってくれるっていうことで了解しました。

僕としたら、吉備地区は吉備地区で、それで金屋と清水地区は文化保健センターで、午前と午後ぐらいに分けてやったら、密にならんでええんかいなって、そういうふう思ったんやけど、もうちゃんと7月の幾日ですか、それ決めていただいたんで、結構でございます。

そして、ちょっと敬老会のことなんですけども、敬老会を今年は9月にもうやめてくれというて何したんやけども、来年、敬老会の開催は4月、早いところで4月、それで普通9月15日、敬老会するところもあんねけど、その点に対しては、どうしよ、もういつ頃、コロナのこの感染の状況によって違うけども、大体4月やったらいつ頃やってええとか、悪いとかっていう、何があると思うんやけどもね。

それと、そして敬老会の委託金、今年2,000円配ってくれるんやけども、振り込みにするとか、区長さんにするとかって。委託金っていう名前がついてるのでそういうことになったんと思うんやけど、あれも、もう補助金っていう名前に変えて、もうこんなん言うて悪いけど、区とかそこへもう、丸投げにもう、してあげたほうがええんと違うんかいなと僕は思うんやけど。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

敬老会の実施ですが、今年は旧吉備町は町主催なんで、町で判断させてもらいました。

あと、金屋、清水については、委託事業ということで、区長会と相談して、今回はもう御遠慮してもらいました。

来年ですけども、特に金屋地区は春するところが半分、秋が半分で、それについては

来年の予算もあるんですけども、来年の2月までには体制を決めて、金屋地区の春の分についても検討してまいりたいと思います。

多分、まだ来年、春先には収まってはいるかなと思うんで、その辺の時点で判断はしていきたいと思います。

あと、委託料なんですけども、今、言われたとおり、今、町が委託して、敬老会を町主催、各区長さん主催でやっていただいているんですけども、確かに町が委託するってことで、なかなか慎重になるっていうのもあるんですけども、その辺、各区長会とも相談しながら、委託がいいのか、補助金でやったほうがいいのか、ちょっとまた来年に向けて、検討したいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之君）

いろいろ考えて、これからコロナウイルスと、コロナ禍と共存して、いろいろな行事とか、いろいろやっていかなあかんと思うんで、慎重かつ、またそれかと言って、余り慎重になり過ぎて、いろいろの行事を全部取りやめてもうたら、もう社会が閉塞してしまうんで、もういろいろ考えもてコロナと闘うって言うんか、共存するっていうことで、これからも進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

よろしいですか。

以上で、片畑進之君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

なお、8番、小林英世君からの一般質問は、明日、9月11日、金曜日、午前9時30分より行います。

この後、4階、第1会議室において、総務文教福祉常任委員会を開催しますので、委員の方はよろしくお願いいたします。

また、産業建設常任委員会の方は、委員会室のほうにてお集まりください。よろしくお願いいたします。

今日は、御苦労さまでした。

~~~~~

延会 16時05分